

Daiichi-Sankyo

イノベーションに情熱を。
ひとに思いやりを。



招集ご通知をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/4568/>



第17回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月27日(月曜日) 午前10時

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階[ロイヤルホール]

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会ライブ配信のご案内	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役9名選任の件	5
第4号議案 監査役2名選任の件	11
第5号議案 取締役等に対する中計業績 連動株式報酬等の内容の一部 改定の件	13
事業報告	16
連結計算書類	38
計算書類	39
監査報告書	40



インターネットまたは書面による議決権行使期限
2022年6月24日(金曜日)午後5時30分まで

- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、インターネット・書面による議決権行使をご検討ください。
- 来場記念のお土産のご用意はございません。



LIVE ▶

ご自宅等からでも株主総会の様子をご覧いただけるよう、ライブ配信を行います。
詳細は3頁をご参照ください。

第一三共株式会社

証券コード 4568

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第一三共グループのパーパス（存在意義）は、「世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことです。我々の使命は、サイエンス&テクノロジーの強みを活かして「革新的医薬品を継続的に創出し、多様な医療ニーズに応える医薬品を提供する」ことであり、これは、新型コロナウイルス感染症との闘いをはじめ、さまざまな困難を伴う社会環境の変化の中にあっても当然変わることはありません。当社グループに期待される社会課題の解決を目指し、バリューチェーン全体で多様な挑戦を続け、幅広い治療ソリューションを社会に提供し続ける会社でありたいと願っています。こうした思いから、当社グループは「サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー」を2030年ビジョンとして掲げ、その実現に向けた成長ステージに移行するための計画である第5期中期経営計画（2021年度 - 2025年度）に取り組んでいます。

5カ年計画の初年度である2021年度は、抗がん剤「エンハーツ」の製品価値最大化の施策が大きく進展するなど、第5期中期経営計画の達成に向けて良いスタートがきれたと考えています。引き続き、社会と当社グループの持続的な成長に向けた取り組みを着実に進めていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

2022年5月



代表取締役社長兼CEO

眞鍋 淳

企業
理念

革新的医薬品を継続的に創出し、多様な医療ニーズに応える医薬品を提供することで、世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する。

第17回定時株主総会招集ご通知

1 日時

2022年6月27日(月曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

2 場所

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号

ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

お知らせ

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. インターネット開示に関する事項

次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。

- <事業報告> ① 新株予約権等の状況
② 内部統制体制
③ 会計監査人に関する事項
- <連結計算書類> ④ 連結持分変動計算書
⑤ 連結注記表
- <計算書類> ⑥ 株主資本等変動計算書
⑦ 個別注記表

3. 当社ホームページにおける任意開示事項

- 社外役員としての独立性判断基準
- 2021年度 取締役会評価
- 2021年度 監査役監査の状況

3 株主総会の目的事項

報告事項

- 第17期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第17期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の内容の一部改定の件

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。
- 感染症拡大の状況等により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
- 16頁から39頁に記載の事業報告等に関するナレーション付映像は、5月下旬に公開予定です。



第一三共 株主総会 検索

当社ホームページ 株主総会情報
<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>



議決権行使のご案内

行使期限 2022年6月24日(金曜日) 午後5時30分 受付／到着分まで

インターネットによる議決権行使



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る

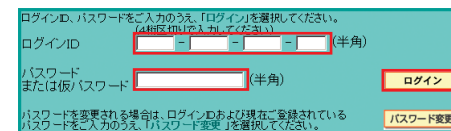


QRコードを用いたログインは、1回に限り有効です。2回目以降のログインには、議決権行使ウェブサイトへアクセスが必要となります。

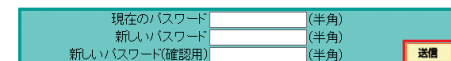
右の手順へ

ID・パスワードを入力する方法

- 議決権行使ウェブサイトへアクセス (<https://evote.tr.mufig.jp/>)
- 議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力し、「ログイン」



- 新しいパスワードを登録して投票画面へ



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、期限までに到着するようにご返送ください。



複数回行使された場合の
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
→ インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
→ 最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ご注意事項

- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金・電話料金等) は、株主様のご負担となります。
- 午前2時から午前5時までは保守・点検のため取り扱いを休止させていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (ヘルプデスク)

TEL 0120-173-027 受付時間9:00~21:00 (通話料無料)

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

配信日時

2022年6月27日（月）午前10時～株主総会終了時刻まで

※ 当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

■ ご視聴の方法

1 株主様専用サイト「Engagement Portal」へアクセス

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

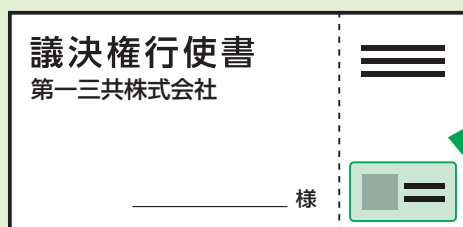


エンゲージメントポータル 検索



2 第一三共の株主総会ページへログイン

議決権行使書用紙記載のID・パスワードを入力



- ① ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
- ② 仮パスワード※
XXXXXX

※ 議決権行使の際にパスワードを変更されていても、ライブ配信ご視聴の際には、議決権行使書面上に印字されている仮パスワードをそのままご入力ください。



(2) 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、ログインください。

ご注意事項

- ◆ やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性があります。
- ◆ ライブ配信視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、当日の決議や株主総会において株主様に認められているご質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権につきましても、2頁にご案内の方法により、事前に行ってくださいませよう、お願い申し上げます。
- ◆ ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ◆ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◆ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

- ◆ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。上記の株主様専用サイト内に「視聴環境テストサイト」をご用意していますので、必要に応じて、ご確認ください。配信日時に限らず事前のご利用が可能です。

株主様専用サイト ログインに関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808

(通話料無料、土日祝日を除く平日9:00～17:00)

ご来場予定の株主様へのご案内

株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信に際しての当日の会場撮影は、議長及び役員席付近のみとしますが、やむを得ず会場内の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な施策の一つとして位置付け、安定的な配当に努めております。

当期におきましては、2021年12月1日に中間配当として1株当たり13円50銭を実施しており、期末配当13円50銭と合計で1株当たり年間27円の配当を予定しております。

つきましては、当事業年度の期末配当につきまして、次のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金13円50銭
総額 25,876,617,831円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日（火曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

削除	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
新設	(附則) 1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（年齢）	在任年数	取締役会出席回数
1	 眞鍋 淳 (満67歳)	8年	17/17回 (100%)
2	 平島 昭司 (満61歳)	2年	17/17回 (100%)
3	 大槻 昌彦 (満62歳)	2年	17/17回 (100%)
4	 奥澤 宏幸 (満59歳)	1年	10/10回 (100%)
5	 宇治 則孝 (満73歳)  	8年	17/17回 (100%)
6	 釜 和明 (満73歳)  	3年	17/17回 (100%)
7	 野原 佐和子 (満64歳)  	3年	17/17回 (100%)
8	 福岡 隆 (満61歳)	—	—
9	 小松 康宏 (満64歳)  	—	—

 再任取締役候補者  新任取締役候補者  独立 東京証券取引所届出独立役員  社外 社外取締役候補者

- 注1) 各候補者と当社に、特別な利害関係はありません。
- 2) 社外取締役候補者の宇治則孝氏、釜和明氏及び野原佐和子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。また、新任社外取締役候補者の小松康宏氏も、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出ることを予定しております。
- 3) 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。各社外取締役候補者の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を締結する予定です。
- 4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当社は当該保険契約を同様の内容で2022年7月に更新することを予定しております。
- 5) 取締役候補者の年齢は、本株主総会終結時の満年齢となります。
- 6) 奥澤宏幸氏の取締役会の出席回数は、当事業年度に開催された取締役会のうち、2021年6月21日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

候補者番号

1

ま な べ
眞 鍋す な お
淳生年月日：1954年8月5日生（満67歳）
取締役在任年数：8年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：140,010株
取締役会への出席状況：17/17回（100%）**取締役候補者とした理由**

眞鍋淳氏は、当社において研究開発、海外事業、総務人事、経営戦略、国内外営業、メディカルアフェアーズ等に携わり、2014年より取締役、2017年より代表取締役社長兼COO、2019年より代表取締役社長兼CEOを務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社を代表する立場から提案し、適宜有益な発言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

また、指名委員会及び報酬委員会に対して、両委員会の方針等を踏まえた執行を代表する立場での提案や質疑応答を適切に行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1978年4月 三共株式会社入社
2005年7月 同社安全性研究所長
2007年4月 当社安全性研究所長
2009年4月 当社執行役員研究開発本部プロジェクト推進部長
2011年4月 当社執行役員グループ人事担当兼グループCSR担当
2012年4月 当社執行役員戦略本部経営戦略部長
2014年4月 当社常務執行役員日本カンパニープレジデント
兼事業推進本部長
2014年6月 当社取締役常務執行役員日本カンパニープレジデント
兼事業推進本部長
2015年4月 当社取締役専務執行役員国内外営業管掌

2016年4月 当社取締役副社長執行役員総務・人事本部長
兼メディカルアフェアーズ本部長*
2016年6月 当社代表取締役副社長執行役員総務・人事本部長
兼メディカルアフェアーズ本部長*
2017年4月 当社代表取締役社長兼COO社長執行役員
2019年6月 当社代表取締役社長兼CEO社長執行役員（現任）

*当社グループ グローバルマネジメント体制上の総務・人事ユニット長を兼務

注1) 眞鍋淳氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

2

ひ ら し ま
平 島し ょ う じ
昭 司生年月日：1961年3月6日生（満61歳）
取締役在任年数：2年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：64,090株
取締役会への出席状況：17/17回（100%）**取締役候補者とした理由**

平島昭司氏は、当社において研究開発、海外事業、経営戦略、製品戦略、オンコロジー事業戦略等に携わり、2017年より執行役員、2020年より取締役を務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1988年4月 第一製薬株式会社入社
2010年4月 U3 Pharma GmbH CEO
2015年4月 当社戦略本部経営戦略部長
2016年4月 当社戦略本部経営戦略部長
兼オンコロジー事業グループ長
2017年4月 当社執行役員経営戦略本部経営推進部長
2019年4月 当社常務執行役員製品戦略本部長*1
2020年4月 当社専務執行役員製品戦略本部長*1
2020年6月 当社取締役専務執行役員製品戦略本部長*1
2021年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長*2

2022年4月 当社取締役専務執行役員日本事業ユニット長*3（現任）

*1 当社グループ グローバルマネジメント体制上の製品戦略ユニット長を兼務

*2 当社グループ グローバルマネジメント体制上の経営戦略ユニット長を兼務

*3 当社グループ グローバルマネジメント体制上のジャパンビジネスユニット長を兼務

注1) 平島昭司氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

3

おおつき
大槻まさひこ
昌彦

生年月日：1959年10月13日生（満62歳）

取締役在任年数：2年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数：55,682株

取締役会への出席状況：17/17回（100%）

取締役候補者とした理由

大槻昌彦氏は、当社において研究開発、海外事業、事業開発、デジタルトランスフォーメーション等に携わり、2014年より執行役員を、2020年より取締役、当社グループCIO（Chief Information Officer）を務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1987年4月 三共株式会社入社

2010年4月 当社研究開発本部研究開発企画部長

2012年4月 当社研究開発本部研究担当部長

2013年4月 当社研究開発本部研究統括部長

2014年4月 当社執行役員研究開発本部研究統括部長

2018年4月 当社執行役員事業開発部長

2019年4月 当社常務執行役員事業開発部長

2020年4月 当社専務執行役員DX推進本部長*

2020年6月 当社取締役専務執行役員DX推進本部長*（現任）

※当社グループ グローバルマネジメント体制上のDX推進ユニット長及びCIOを兼務

注1) 大槻昌彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

4

おくざわ
奥澤ひろゆき
宏幸

生年月日：1962年10月31日生（満59歳）

取締役在任年数：1年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数：35,296株

取締役会への出席状況：10/10回（100%）
（2021年6月就任後）**取締役候補者とした理由**

奥澤宏幸氏は、当社において海外事業、経営戦略、人事、経営企画・管理等に携わり、2018年より執行役員、2021年より取締役、CFOを務めております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び当社CFOとして事業全体を見る立場から、適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行の意思決定及び監督の役割を適切に果たしております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1986年4月 三共株式会社入社

2017年4月 当社ASCAカンパニー事業企画部長

2018年4月 当社執行役員ASCAカンパニープレジデント*1

2021年4月 当社常務執行役員経営企画・管理本部長CFO*2

2021年6月 当社取締役常務執行役員経営企画・管理本部長CFO*2

2022年4月 当社取締役専務執行役員経営企画・管理本部長CFO*2（現任）

※1 当社グループ グローバルマネジメント体制上のASCAカンパニープレジデントを兼務

※2 当社グループ グローバルマネジメント体制上の経営企画・管理ユニット長を兼務

注1) 奥澤宏幸氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号
5

うじのりたか
宇治 則孝

再任 独立 社外

生年月日：1949年3月27日生（満73歳）
取締役在任年数：8年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数：14,500株
取締役会への出席状況：17/17回（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宇治則孝氏は、情報通信分野における会社経営者としての経験から、企業経営全般及びIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は2020年6月より、当社において初めて社外取締役として取締役会議長に就任しています。上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行い、取締役会の議事運営を適切に実施することで、執行と監督の分離に貢献するとともに、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1973年4月 日本電信電話公社入社
1999年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役
新世代情報サービス事業本部長
2000年9月 同社取締役経営企画部長
2001年6月 同社取締役産業システム事業本部長
2002年4月 同社取締役法人ビジネス事業本部長
2003年6月 同社常務取締役法人システム事業本部長
兼法人ビジネス事業本部長
2005年6月 同社代表取締役常務執行役員
2007年6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長
2012年6月 同社顧問
2014年6月 当社社外取締役（現任）
2020年6月 当社取締役会議長（現任）

重要な兼職の状況

- 横河電機株式会社社外取締役
- 公益社団法人企業情報化協会名誉会長
- 一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長
- 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授

注1) 宇治則孝氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号
6

かまかずあき
釜 和明

再任 独立 社外

生年月日：1948年12月26日生（満73歳）
取締役在任年数：3年（本株主総会最終時）

所有する当社の株式数：3,100株
取締役会への出席状況：17/17回（100%）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

釜和明氏は、総合重工業メーカーにおける会社経営者としての経験から、企業経営全般及び財務・会計に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は報酬委員会委員長（2019年6月就任）として、社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて指名委員会委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1971年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社
1987年 6月 米国IHI INC. 副社長
2002年 7月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）理事
財務部次長・資金グループ担当部長
2004年 6月 同社執行役員財務部長
2005年 4月 同社常務執行役員財務部長
2005年 6月 同社取締役常務執行役員財務部長
2007年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2012年 4月 同社代表取締役会長
2016年 4月 同社取締役
2016年 6月 同社相談役
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
2020年 4月 株式会社IHI特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社IHI特別顧問
- 住友生命保険相互会社社外取締役
- 株式会社東京証券取引所社外監査役
- 株式会社JPX総研社外監査役

注1) 釜和明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2) 同氏が社外監査役を務める株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、2020年10月に株式売買システムにおいて発生した障害及びそれを契機として東証のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことが認められたとして、同年11月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、東証取締役会において、安定性及び信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、当該事象発生後は、東証取締役会において、東証親会社の株式会社日本取引所グループが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の調査状況及び同委員会の調査報告書を踏まえて再発防止措置等の事項に関して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
3) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
4) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
5) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

7

の は ら さ わ こ
野原 佐和子

再任 独立 社外

生年月日：1958年1月16日生（満64歳）
取締役在任年数：3年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：1,100株
取締役会への出席状況：17/17回（100%）**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

野原佐和子氏は、インターネット及びデジタルビジネスに関する会社創業者、経営者としての経験から、企業経営全般、IT・事業戦略・マーケティング等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。

同氏は取締役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。

また、指名委員会及び報酬委員会委員として、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。

今後も上記の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1980年 4月 株式会社三菱油化（現 三菱ケミカル株式会社）入社
1988年12月 株式会社生活科学研究所入社
1995年 7月 株式会社情報通信総合研究所入社
1998年 7月 同社ECビジネス開発室長
2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）
2006年 6月 日本電気株式会社社外取締役
2009年10月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
2012年 6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役
2013年 6月 NKSJホールディングス株式会社
（現 SOMPOホールディングス株式会社）社外取締役
2014年 6月 日本写真印刷株式会社（現 NISSHA株式会社）社外取締役
2014年 6月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
2018年 6月 東京ガス株式会社社外監査役
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
2020年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
2021年 6月 東京ガス株式会社社外取締役（現任）
2021年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
- 東京ガス株式会社社外取締役（2022年6月退任予定）
- 京浜急行電鉄株式会社社外取締役
- 株式会社りそなホールディングス社外取締役（2022年6月就任予定）

注1) 野原佐和子氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

- 2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
- 3) 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を締結する予定です。
- 4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号

8

ふ く お か た かし
福 岡 隆

新任

生年月日：1961年4月27日生（満61歳）

所有する当社の株式数：9,529株

取締役候補者とした理由

福岡隆氏は、当社において研究開発、海外事業、経営戦略等に携わり、2019年より執行役員を務めております。

その豊富な経験と幅広い知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の業務執行の意思決定及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、取締役候補者となりました。

略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

1987年4月 三共株式会社入社
2013年4月 当社研究開発本部
ベンチャーサイエンスラボラトリー長
2019年4月 当社執行役員Executive Vice President,
R&D Affairs, Daiichi Sankyo, Inc.
2022年4月 当社常務執行役員経営戦略本部長*（現任）

※ 当社グループグローバルマネジメント体制上の経営戦略ユニット長を兼務

注1) 福岡隆氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

- 2) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



候補者番号
9

こまつ やすひろ
小松 康宏

新任 独立 社外

生年月日：1957年10月25日生（満64歳）

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小松康宏氏は、医学者としての経験から、医療全般、クリニカル・ガバナンス、公衆衛生、医薬品安全及びリスクマネジメント等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。

その豊富な経験と幅広い知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の業務執行の意思決定及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、社外取締役候補者となりました。



略歴、地位及び担当（2022年5月19日現在）

- 1998年 8月 聖路加国際病院内科医長
- 2007年 11月 聖路加国際病院腎臓内科部長
- 2011年 1月 聖路加国際病院副院長、QIセンター長
- 2017年 11月 群馬大学大学院医学系研究科
医療の質・安全学講座教授（現任）
- 2017年 11月 群馬大学医学部附属病院
医療の質・安全管理部長（現任）
- 2018年 4月 群馬大学医学部附属病院特命副院長
（病院機能評価担当）（現任）

重要な兼職の状況

- 群馬大学大学院医学系研究科医療の質・安全学講座教授
- 群馬大学医学部附属病院医療の質・安全管理部長
- 群馬大学医学部附属病院特命副院長（病院機能評価担当）

注1) 小松康宏氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

- 2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める社外役員独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出ることを予定しております。
- 3) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。
- 4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

ご参考 当社の取締役会のスキルマトリックス

当社は、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定し、取締役及び監査役の当該スキルの保有状況を整理したスキルマトリックスを策定しています。

当社のパーパス、ミッション、中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、第5期中期経営計画で示した2030年ビジョン「サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、取締役会が発揮すべき機能を踏まえ、特に重要と考える9つのスキルを特定しています。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは以下のとおりです。

取締役については、これらのスキルの多様性・バランスを考慮した上で選定しております。監査役については、監査役会として候補者に求める要件を別途定めており、それに基づき、選定しております。

	氏名	社外独立	取締役会議長	企業経営・経営戦略	財務・会計	サイエンス&テクノロジー	事業戦略・マーケティング	グローバルビジネス	人事・人材育成	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ・ESG	DX・IT	資格
取締役	眞鍋 淳			●		●	●	●	●		●		獣医師
	平島 昭司			●	●	●	●	●		●			
	大槻 昌彦			●		●	●	●				●	薬剤師
	奥澤 宏幸			●	●	●	●	●	●				
	福岡 隆			●		●	●	●					獣医師
	宇治 則孝	○	○	●		●	●	●	●		●	●	
	釜 和明	○		●	●			●	●	●	●		
監査役	野原 佐和子	○		●		●	●				●	●	
	小松 康宏	○				●			●	●			医師
	渡邊 亮一			●	●					●			
	佐藤 賢治					●			●	●			
	今津 幸子	○							●	●			弁護士
渡辺 雅子	○			●								公認会計士	
松本 光弘	○							●	●				

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役樋口建史氏及び今津幸子氏は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ご参考

選任後の監査役会の構成（予定）

候補者番号	氏名（年齢）	在任年数	取締役会出席回数	監査役会出席回数
-	 わたなべ りょういち 渡邊 亮一 (満63歳)	3年	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)
-	 さとう けんじ 佐藤 賢治 (満59歳)	3年	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)
1	 いまづ ゆきこ 今津 幸子 (満53歳) ● 独立 ● 社外	4年	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)
-	 わたなべ まさこ 渡辺 雅子 (満60歳) ● 独立 ● 社外	1年	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)
2	 まつもと みつひろ 松本 光弘 (満61歳) ● 独立 ● 社外	-	-	-

●再任 再任監査役候補者
 ●新任 新任監査役候補者
 ●独立 東京証券取引所届出独立役員
 ●社外 社外監査役

注1) 当社の監査役任期は4年であり、渡邊亮一氏及び佐藤賢治氏は2019年6月開催の第14回定時株主総会において、渡辺雅子氏は2021年6月開催の第16回定時株主総会において、それぞれ選任され就任しております。

2) 監査役、監査役候補者の年齢は、本株主総会終結時の満年齢となります。

候補者番号

1

いまづ
今津ゆきこ
幸子

再任 独立 社外

生年月日：1968年7月28日生（満53歳）
監査役在任年数：4年（本株主総会終結時）所有する当社の株式数：0株
取締役会への出席状況：17／17回（100%）
監査役会への出席状況：15／15回（100%）**社外監査役候補者とした理由**

今津幸子氏は、弁護士としての経験から、法律全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。
同氏は取締役会及び監査役会において、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。
また、同氏は報酬委員会にオブザーバー（2021年6月就任）として出席し、適宜有益な発言・助言を行っております。
今後も上記の役割を期待し、引き続き社外監査役候補者となりました。

略歴及び地位（2022年5月19日現在）

1996年4月 アンダーソン・毛利法律事務所
（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）
入所
2005年1月 同事務所パートナー弁護士（現任）
2007年4月 慶應義塾大学法科大学院准教授
2014年3月 公益財団法人石橋財団理事（現任）
2018年6月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

- アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
- ディップ株式会社社外監査役（2022年5月就任予定）
- アルコニックス株式会社社外取締役（2022年6月就任予定）

- 注1) 今津幸子氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
注2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員としての独立性判断基準を満たしており、当社は、同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
注3) 当社は、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を締結する予定です。
注4) 当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。
注5) 今津幸子氏の戸籍上の氏名は、島戸（しまと）幸子であります。



候補者番号

2

まつもと
松本みつひろ
光弘

新任 独立 社外

生年月日：1961年3月21日生（満61歳）

所有する当社の株式数：0株

社外監査役候補者とした理由

松本光弘氏は、警察庁の要職を歴任し、行政全般、大規模組織の運営および国内外リスク管理等に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。
それらに基づく専門的見地及び客観的立場から、当社取締役会における意思決定の状況を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を期待し、社外監査役候補者となりました。

略歴及び地位（2022年5月19日現在）

1983年 4月 警察庁入庁
2009年10月 福島県警察本部長
2012年 4月 警察庁長官官房人事課長
2013年 4月 警視庁公安部長
2014年 4月 神奈川県警察本部長
2015年 8月 警察庁外事情報部長
2016年 9月 警察庁警備局長
2018年 1月 警察庁長官官房長
2018年 9月 警察庁次長
2020年 1月 警察庁長官
2021年 9月 警察庁長官 退官

重要な兼職の状況

なし

- 注1) 松本光弘氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
注2) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員としての独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同取引所に対して独立役員として届け出ることを予定しております。
注3) 当社は、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
注4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に同様の内容で更新することを予定しております。



第5号議案 取締役等に対する中計業績連動株式報酬等の内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の業績達成に連動した報酬について、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下、総称して「対象取締役等」という。）を対象とする新たなインセンティブ・プランとして、パフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を活用した中計業績連動株式報酬を導入することにつきご承認いただきました。

本制度は、当社が拠出する金員を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

今般、諸般の事情により本信託の設定が予定より遅れている状況等を鑑みて、中計業績連動株式報酬の一環として、正当な理由により本信託の設定、信託契約の変更、若しくは信託への追加拠出ができない場合、又は対象取締役等が国内非居住者であることその他の正当な理由により本信託から対象取締役に当社株式等の交付等を行うことができない場合の代替手段として、本信託を通じた当社株式等の交付等に代えて、当社から対象取締役に對して本制度に基づいて交付等がされるべきであった当社株式等の数や株価等を踏まえて合理的に算定される額の金銭を給付することを含めて、改めてご承認をお願いいたしたく存じます。改定後の本制度における報酬等の額及び内容等は、下記2.に記載のとおりであり、下記2.(8)を追記する点を除き、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会においてご承認いただいた内容から実質的な変更はありません。本議案を原案どおりご承認いただいた場合、変更後の内容に基づく取り扱いとは2021年度の報酬等から適用することとします。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、現在5名であり、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

また、本議案の内容は、中計業績連動株式報酬の導入が対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的としていること、今般の変更は本制度のインセンティブ・プランとしての効果を補完するものであること、当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容（事業報告34頁に記載のとおりであり、

本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を末尾に記載のとおりに変更いたしますことを予定しております。）との関係においても、報酬額の算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容といえること、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮して、相当であると判断しております。

なお、本件に関し、報酬委員会、取締役会の審議結果を踏まえた上で本議案を付議しております。

2. 改定後の本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度の詳細は下記(2)以降のとおりです。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・1事業年度あたりの上限額である8億円に当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下本議案において「対象期間」という。）に応じた事業年度数を乗じた額（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として40億円）
本信託から対象取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	・1事業年度あたりに対象取締役に交付等が行われる当社株式等の上限は50万株（注）に対象期間に応じた事業年度数を乗じた数（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として250万株） ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない（注）当社株式数の発行済株式の総数（2022年3月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.03%
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・中期経営計画における会社業績目標指標（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については売上収益、研究開発費控除前コア営業利益 ^{*1} 率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSR ^{*2} ）の達成度等に応じて0~200%の範囲で変動
④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・退任後

*1 コア営業利益：経常的な収益性を示す指標として営業利益から一過性の損益（その他収益、その他費用）を除外

*2 TSR：Total Shareholder Returns（株主総利回り）の略

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とします。なお、今後、外部環境に応じて中期経営計画の対象となる期間を見直した場合には、当該期間に対応した期間を対象期間として定めることとします。

当社は、1事業年度ごとに、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために、8億円（当初の対象期間については5事業年度を対象として40億円）を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とし、対象期間を対象とした信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、対象取締役等に対するポイント（下記(3)に定める。）を付与し、本信託は対象取締役等が受益者要件を充足した場合に当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を対象期間に併せて延長します。引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、対象取締役等に対する交付等の対象となる残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1事業年度あたりの上限額である8億円に対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 対象取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位に基づいて付与されるポイントの対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、2021年度に公表した当社の中期経営計画に掲げている売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを採用する予定です。）の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します。

なお、信託期間中に当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該ポイント数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。

対象取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数は、1事業年度あたりの上限度である50万株に対象期間の事業年度数を乗じた数（当初対象期間については、5事業年度を対象とするため250万株）を上限とします。なお、取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任後に、上記(3)に基づき算出される株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該株式交付ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役等が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該対象取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) クローバック条項

対象取締役等に算定基礎である財務指標に会計上の重大な誤り又は不正があった場合や、巨額な減損損失等を計上した場合、当社は、当該対象取締役等に対し、本制度における交付済み株式数(納税資金のために売却した株式数を含む。)に返還を通知した日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得た額につき、一部又は全額の賠償を求めることができるものとします。

(6) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(8) 本信託を設定できない場合等の取扱い

正当な理由により本信託の設定、信託契約の変更、若しくは信託への追加拠出ができない場合、又は対象取締役等が国内非居住者であることその他の正当な理由により本信託を通じて対象取締役等に対する当社株式等の交付等を行うことができない場合、当社は、当社が拠出する金員の上限の範囲内で、対象取締役等に対し、本制度に基づいて交付等がされるべきであった当社株式等の数や株価等を踏まえて合理的に算定される額の金銭を給付することができるものとします。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般の概況

連結業績

(単位：百万円。百万円未満切捨て)

	2021年3月期	2022年3月期	対前期増減	
売上収益	962,516	1,044,892	82,375	(8.6%)
売上原価*	337,751	348,036	10,284	(3.0%)
販売費及び一般管理費*	318,468	352,125	33,656	(10.6%)
研究開発費*	227,442	254,124	26,682	(11.7%)
コア営業利益*	78,853	90,605	11,751	(14.9%)
一過性の収益*	557	3,912	3,354	(602.1%)
一過性の費用*	15,615	21,492	5,876	(37.6%)
営業利益	63,795	73,025	9,230	(14.5%)
税引前利益	74,124	73,516	△608	(△0.8%)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	75,958	66,972	△8,985	(△11.8%)
当期包括利益合計額	114,982	130,292	15,310	(13.3%)

※ 当社グループは、経常的な収益性を示す指標として、営業利益から一過性の収益・費用を除外したコア営業利益を開示しています。一過性の収益・費用には、固定資産売却損益、事業再編に伴う損益（開発品や上市製品の売却損益を除く）、有形固定資産・無形資産・のれんに係る減損損失、損害賠償や和解等に伴う損益の他、非経常的かつ多額の損益が含まれます。

本表では、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費について、一過性の収益・費用を除く実績を示しています。

■ 主要通貨の日本円への換算レート（期中平均レート）

	2021年3月期	2022年3月期
1米ドル/円	106.06	112.38
1ユーロ/円	123.70	130.56

ご参考

2021年度決算に関する補足資料や説明会動画等の詳細情報は
当社ホームページ「IRライブラリ」の「決算関連資料」から
ご確認ください。



https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/library/quarterly_result/

a. 売上収益

- ・当期（2021年4月1日～2022年3月31日）の売上収益は、前期比824億円（8.6%）増収の1兆449億円となりました。
- ・グローバル主力品リクシアナ（一般名：エドキサバン）、エンハーツ（一般名：トラスツズマブ デルクステカン：T-DXd/DS-8201）等の伸長等により、増収となりました。
- ・売上収益に係る為替の増収影響は287億円でした。

b. コア営業利益

- ・コア営業利益は、前期比118億円（14.9%）増益の906億円となりました。
- ・売上原価は、売上収益が増加したものの、製品構成の変化に伴う原価率改善により、103億円（3.0%）増加の3,480億円に留まりました。
- ・販売費及び一般管理費は、エンハーツに係るアストラゼネカとのプロフィット・シェアの増加による費用増等により、337億円（10.6%）増加の3,521億円となりました。
- ・研究開発費は、3ADC（トラスツズマブ デルクステカン、ダトポタマブ デルクステカン：Dato-DXd/DS-1062、パトリツマブ デルクステカン：HER3-DXd/U3-1402）への研究開発投資の増加等により、267億円（11.7%）増加の2,541億円となりました。
- ・コア営業利益に係る為替の増益影響は39億円でした。

c. 営業利益

- ・営業利益は、前期比92億円（14.5%）増益の730億円となりました。
- ・旧野洲川工場の環境対策費用等の計上により、一過性の費用が増加したため、コア営業利益に比べて増益額が減少しました。

d. 税引前利益

- ・税引前利益は、前期比6億円（0.8%）減益の735億円となりました。

e. 親会社の所有者に帰属する当期利益

- ・親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比90億円（11.8%）減益の670億円となりました。
- ・前期は、将来の課税所得見込額の増加に伴い繰延税金資産が増加したため、法人税等がマイナスとなっていました。この影響等により、前期に比べ法人税率が増加した結果、税引前利益を上回る減益率となりました。

f. 当期包括利益合計額

- ・当期包括利益合計額は、前期比153億円（13.3%）増益の1,303億円となりました。
- ・金融資産評価差額金が悪化したものの、海外子会社の純資産に係る為替換算差額が改善したことから増益となりました。

【ユニット別売上収益状況】

a. ジャパンビジネスユニット

ジャパンビジネスユニットの売上収益には、イノベティブ医薬品事業、ワクチン事業及び第一三共エスファ株式会社を取り扱うジェネリック事業の製品売上収益が含まれております。

当ユニットの売上収益は、薬価改定の影響や、共同販促が終了した**ネキシウム**の減収、独占販売期間の満了に伴うジェネリック参入による**メモリー**の減収等があったものの、**リクシアナ**、**タリージェ**、**エンハーツ**、**エムガルティ**等が伸長したことにより、前期並みの4,895億円となりました。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年4月、片頭痛発作の発症抑制薬**エムガルティ**の新発売
- ・2021年5月、ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体である**アダリムマブ**の**バイオシミラー**の新発売
- ・2021年8月、**リクシアナ錠15mg**、**リクシアナOD錠15mg**の用法及び用量の追加に係る一部変更承認取得
- ・2021年8月、片頭痛治療剤**レイボー**の日本における販売提携契約締結
- ・2021年11月、がん治療用ウイルスG47 Δ 製品**デリタクト**の新発売
- ・2021年12月、抗血小板剤**エフィエント錠3.75mg**、**エフィエント錠2.5mg**の用法及び用量の追加に係る一部変更承認取得
- ・2022年1月、片頭痛治療剤**レイボー**の製造販売承認取得^{※1}
- ・2022年3月、疼痛治療剤**タリージェ**の効能又は効果に係る一部変更承認の取得

※1 リバース コ・プロモーション契約を締結した日本イーライリリー社が承認を取得

b. 第一三共ヘルスケアユニット

第一三共ヘルスケアユニットの売上収益は、**ルル**等の感冒薬の減収により、前期比25億円(3.7%)減収の647億円となりました。

c. オンコロジービジネスユニット

オンコロジービジネスユニットの売上収益には、第一三共Inc.(米国)の製品売上収益及び第一三共ヨーロッパのがん製品売上収益が含まれております。

当ユニットの売上収益は、欧米における**エンハーツ**の伸長により、前期比222億円(46.9%)増収の696億円、現地通貨ベースでは、173百万米ドル(38.7%)増収の619百万米ドルとなりました。

d. アメリカンリージェントユニット

アメリカンリージェントユニットの売上収益は、昨年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた**インジェクタファー**等の増収により、前期比277億円(22.8%)増収の1,495億円、現地通貨ベースでは、182百万米ドル(15.9%)増収の1,330百万米ドルとなりました。

e. EUスペシャルティビジネスユニット

EUスペシャルティビジネスユニットの売上収益には、がん製品を除く第一三共ヨーロッパの製品売上収益が含まれております。

当ユニットの売上収益は、**リクシアナ**の順調な伸長により、前期比166億円(14.9%)増収の1,282億円、現地通貨ベースでは80百万ユーロ(8.8%)増収の982百万ユーロとなりました。

f. ASCAビジネスユニット

ASCA^{※2}ビジネスユニットの売上収益には、海外ライセンスへの売上収益等が含まれております。

当ユニットの売上収益は、中国における**オルメサルタン**等の伸長により、前期比145億円(14.5%)増収の1,141億円となりました。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年4月、アジア・南米地域におけるEsperion社の高コレステロール血症治療剤**ベムベド酸**の導入
- ・2022年3月、中国における**クラビット**製剤の製造販売権及び第一三共製薬(北京)有限公司の出資持分の全てを重慶葉友製薬有限責任会社に譲渡する契約の締結

※2 Asia, South & Central Americaの略

② 研究開発の状況

当社グループは、3ADC^{*1}の製品価値最大化を目指してリソースを集中投入するとともに、持続的成長の実現に向けてSOC^{*2}を変革する製品群（Alpha）の創薬を目指す「3 and Alpha」戦略のもと、外部との積極的な協業も含め、研究開発に取り組んでおります。また、グローバル臨床開発の加速化にも注力しております。

中長期的には、がんに加え、当社のサイエンス&テクノロジーの優位性を活かして様々な疾患に対する治療薬創製を目指し、新規モダリティ^{*3}の技術研究等を通じた創薬力の強化に取り組んでおります。

3ADC

当期における3ADCの臨床開発の状況は以下のとおりです。

a. トラスツズマブ デルクステカン (T-DXd/DS-8201 : 抗HER2 ADC、製品名：エンハーツ)

製品名エンハーツとして販売しております。がん領域のグローバル事業において豊富な経験を持つアストラゼネカと本剤を共同で開発しております。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- 2021年6月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）におけるトリプルネガティブ乳がんを対象としたフェーズ1b/2試験（試験名：BEGONIA）及び、HER2発現大腸がん患者への3次治療を対象としたフェーズ2試験（試験名：DESTINY-CRC01）の最新データ発表
- 2021年6月、HER2陽性乳がん患者への1次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Breast09）開始
- 2021年6月、HER2陽性胃がん患者への2次治療を対象としたフェーズ2試験（試験名：DESTINY-Gastric02）の試験結果概要入手
- 2021年6月、HER2過剰発現又はHER2遺伝子変異を有する非小細胞肺癌患者への2次治療以降を対象としたフェーズ2試験（試験名：DESTINY-Lung01）の試験結果概要入手
- 2021年7月、HER2陽性胃がん患者への2次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Gastric04）開始
- 2021年8月、HER2陽性乳がん患者への2次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Breast03）の中間解析における主要評価項目の達成及び、米国食

- 品医薬品局（FDA）からのRTOR^{*4}（Real-Time Oncology Review）の指定獲得
- 2021年9月、中国におけるHER2陽性胃がん患者への3次治療を対象としたフェーズ2試験（試験名：DESTINY-Gastric06）開始
- 2021年9月、欧州臨床腫瘍学会（ESMO）におけるHER2陽性乳がん患者への3次治療を対象としたフェーズ2試験（試験名：DESTINY-Breast01）、DESTINY-Breast03試験、DESTINY-Gastric02試験及び、DESTINY-Lung01試験の最新データ発表
- 2021年10月、HER2陽性乳がん患者への2次治療以降を対象としたFDAからの**画期的治療薬**^{*5}（Breakthrough Therapy）の指定獲得
- 2021年11月、HER2陽性胃がん患者への2次治療を対象とした欧州医薬品庁（EMA）による一部変更承認申請の受理
- 2021年11月、HER2陽性早期乳がん患者における術前療法を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Breast11）開始
- 2021年12月、米国サンアントニオ乳がんシンポジウム（SABCS）におけるDESTINY-Breast03試験の脳転移サブグループ解析結果の発表
- 2021年12月、HER2陽性乳がん患者への2次治療を対象とした国内における一部変更承認申請及び、EMAによる一部変更承認申請の受理
- 2021年12月、HER2遺伝子変異を有する非小細胞肺癌患者における1次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Lung04）開始
- 2022年1月、HER2陽性乳がん患者への2次治療を対象とした米国における一部変更承認申請の受理
- 2022年2月、HER2低発現乳がん患者を対象としたフェーズ3試験（試験名：DESTINY-Breast04）における主要評価項目の達成
- 2022年3月、HER2陽性乳がん患者への2次治療を対象とした中国における承認申請の受理

b. ダトポタマブ デルクステカン (Dato-DXd/DS-1062 : 抗TROP2 ADC)

がん領域のグローバル事業において豊富な経験を持つアストラゼネカと本剤を共同で開発しております。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- 2021年5月、欧州臨床腫瘍学会乳がん学会議（ESMO Breast Cancer 2021）における固形がんを対象としたフェーズ1試験（試験名：TROPION-PanTumor01）のうち、トリプルネガティブ乳がん患者に関する最新データ発表

用語解説

- *1 **ADC** : Antibody Drug Conjugateの略。抗体薬物複合体。抗体医薬と薬物（低分子医薬）を適切なリンカーを介して結合させた医薬品で、がん細胞に発現している標的因子に結合する抗体医薬を介して薬物をがん細胞へ直接届けることで、薬物の全身曝露を抑えつつ、がん細胞への攻撃力を高めた薬剤
- *2 **SOC** : Standard of Careの略。現在の医学では最善とされ、広く用いられている治療法
- *3 **新規モダリティ** : ADC、核酸医薬、治療用ウイルス、細胞治療等の新規治療手段
- *4 **RTOR** : 患者が安全かつ効果的な治療を出来るだけ早期に受けられるよう、より効率的な審査プロセスの探求を目指した制度。申請者が正式に完全な申請書を提出する前に、FDAが多くのデータを早期に審査することが可能になる
- *5 **画期的治療薬（Breakthrough Therapy）指定** : 重篤な疾患を対象に、既存の治療薬よりも高い治療効果を示す可能性のある薬剤の開発と審査を促進し、患者により早く新薬を届けるために定められた制度

- ・2021年6月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）におけるTROPION-PanTumor01試験のうち、非小細胞肺癌患者に関する最新データ発表
- ・2021年9月、欧州臨床腫瘍学会（ESMO）におけるTROPION-PanTumor01試験のうち、非小細胞肺癌患者に関する最新データ発表
- ・2021年10月、非小細胞肺癌患者への1次治療を対象とした免疫チェックポイント阻害薬ペムブロリズマブとの併用療法を評価するフェーズ3試験（試験名：TROPION-Lung08）実施に関するMerck & Co., Inc.との契約の締結
- ・2021年11月、ホルモン受容体陽性かつHER2陰性の転移性乳がん患者への2次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：TROPION-Breast01）の開始
- ・2021年12月、米国サンアントニオ乳がんシンポジウム（SABCS）におけるTROPION-PanTumor01試験のうち、トリプルネガティブ乳がん患者に関する最新データ発表
- ・2022年3月、TROPION-Lung08試験の開始

c. パトリツマブ デルクステカン（HER3-DXd/U3-1402：抗HER3 ADC）

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年6月、米国臨床腫瘍学会（ASCO）におけるEGFR変異を有する非小細胞肺癌を対象としたフェーズ1試験の最新データ発表
- ・2021年6月、EGFR変異を有する非小細胞肺癌患者を対象としたチロシンキナーゼ阻害剤オシメルチニブとの併用を評価するフェーズ1試験開始
- ・2021年12月、EGFR遺伝子変異を有する転移性非小細胞肺癌患者を対象としたFDAからの画期的治療薬の指定獲得

Alpha

当期におけるAlphaの臨床開発の主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年4月、**DS-1594（Menin-MLL結合阻害剤）**の急性骨髄性白血病及び急性リンパ性白血病患者を対象としたフェーズ1/2試験開始
- ・2021年4月、**ペキシダルチニブ（PLX3397：CSF-1R阻害剤、米国製品名：TURALIO）**の腱滑膜巨細胞腫を対象とした国内におけるフェーズ2試験開始
- ・2021年4月、**DS-6016（抗ALK2抗体）**の進行性骨化性線維異形成症を対象としたフェーズ1試験開始

- ・2021年5月、疼痛治療剤**ミロガバリン（DS-5565：α2δリガンド、製品名：タリージェ）**の中枢性神経障害性疼痛に係る国内における効能追加に係る一部変更承認申請
- ・2021年6月、がん治療用ウイルス **テセルパツレブ（DS-1647：G47Δ、製品名：デリタクト注）**の国内における製造販売承認取得
- ・2021年6月、欧州血液学会（EHA）における、**バレメトスタット（DS-3201：EZH1/2阻害剤）**の非ホジキンリンパ腫患者を対象としたフェーズ1試験の最新データ発表
- ・2021年6月、**バレメトスタット**の再発または難治性の末梢性T細胞リンパ腫（PTCL）及び成人T細胞白血病・リンパ腫（ATL）患者を対象としたフェーズ2試験（試験名：VALENTINE-PTCL01）開始
- ・2021年6月、**VN-0200（RSウイルスワクチン）**の日本人健康成人及び健康高齢者を対象としたフェーズ1試験開始
- ・2021年8月、抗凝固剤**エドキサバン（製品名：リクシアナ）**の経カテーテル大動脈弁置換術（TAVI）を施行した心房細動患者を対象としたENVISAGE-TAVI AF試験における主要評価項目の達成及び、欧州心臓病学会議（ESC Congress 2021）における試験結果発表
- ・2021年9月、欧州臨床腫瘍学会（ESMO）における**DS-7300（抗B7-H3 ADC）**の固形がんを対象としたフェーズ1/2試験の最新データ発表
- ・2021年11月、**キザルチニブ（AC220：FLT3阻害剤、国内製品名：ヴァンフリタ）**の急性骨髄性白血病（AML）患者への1次治療を対象としたフェーズ3試験（試験名：QuANTUM-First）における主要評価項目の達成
- ・2021年12月、米国血液学会（ASH）における**バレメトスタット**の再発または難治性のATL患者を対象とした国内フェーズ2試験の最新データ発表、厚生労働省からの**希少疾病用医薬品**^{*6}の指定獲得及び、国内における製造販売承認申請
- ・2021年12月、**バレメトスタット**のPTCL治療を対象としたFDAからの**希少疾病用医薬品**^{*7}（Orphan Drug）の指定獲得
- ・2022年2月、**DS-7011（抗TLR7抗体）**の全身性エリテマトーデス患者を対象としたフェーズ1試験開始

その他

2022年3月、持続的な成長に向けた研究開発力を一層強化するため、Plexikon Inc.の研究開発機能を終了し、リソース・アロケーションの最適化を図りました。

ご参考

当社ホームページに、開発パイプライン表を含む研究開発への取り組みをご紹介します。こちらも是非ご参照ください。

<https://www.daiichisankyo.co.jp/rd/>



用語解説

- ※6 厚生労働省からの**希少疾病用医薬品指定**：国内における患者数5万人未満であり、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、開発の支援・促進を目的として指定される制度
- ※7 FDAからの**希少疾病用医薬品（Orphan Drug）指定**：米国における患者数20万人未満の希少疾病に対する治療、診断、予防を目的とした医薬品を対象として、開発の支援・促進を目的として指定される制度

③ 新型コロナウイルス感染症への取り組み

当社は、社会的に急務となっている新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）に対する予防・治療法の確立に向けて積極的に取り組んでおります。当社の持つ研究財産、技術及び知識を最大限に活用し、外部機関とも連携して、以下の研究開発を推進しております。

a. DS-5670（COVID-19 mRNAワクチン）

COVID-19の予防を目指し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）が支援する「**新型コロナウイルス（2019-nCoV^{*1}）の制圧に向けての基盤研究**」^{*2}に参画し、当社が見出した**新規核酸送達技術**^{*3}を用いた「新型コロナウイルス（2019-nCoV）に対するmRNAワクチン開発」を分担しております。

厚生労働省の「**ワクチン生産体制等緊急整備事業**」^{*4}（第1次公募）の事業者に、また、AMEDが実施する創薬支援推進事業「**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン開発（企業主導型）**」^{*5}（第2次公募）にも採択されています。

健康成人及び健康高齢者を対象とした日本での臨床試験を実施しております。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年11月、製造プロセスを最適化した治験薬を用い、安全性を評価し推奨用量を決定するフェーズ2試験開始
- ・2022年1月、日本において承認されたCOVID-19に対するワクチンの初回接種（1回目・2回目接種）完了済みで、接種から6か月以上経過した健康成人及び高齢者を対象としたフェーズ1/2/3試験の開始

b. DS-2319（ナファモスタート吸入製剤）

COVID-19の治療を目指し、国立大学法人東京大学、国立研究開発法人理化学研究所及び日医工株式会社と共同でナファモスタート吸入製剤の研究開発を進めております。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年6月、実施中の非臨床試験及びフェーズ1試験のデータを検討した結果、本剤開発中止を決定

用語解説

※1 2019-nCoV：SARS-CoV-2の暫定名称で同義語

※2 **「新型コロナウイルス（2019-nCoV）の制圧に向けての基盤研究」**：流行が世界各国へ拡大しているCOVID-19に関して、政府全体の緊急的な取り組みの一部として、AMEDが支援することを決定したワクチン開発課題の一つ

※3 **新規核酸送達技術**：脂質ナノ粒子構造を形成し、医薬品有効成分の安定化並びに免疫細胞内への核酸デリバリーを実現することで、従来のワクチン技術と比較して、より至適な免疫応答を誘導することを確認

※4 **ワクチン生産体制等緊急整備事業**：COVID-19をはじめとした予期せぬ感染症の流行阻止・重症化予防に必要なワクチンを可能な限り迅速に製造し、日本国民のために確保するため、ワクチンを含むバイオ医薬品の実生産（大規模生産）体制を早期構築することを目的とした事業

※5 **ワクチン開発（企業主導型）**：企業においてすでに研究開発が進められているCOVID-19に対するワクチンの開発を重点的に支援し、安全かつ有効なワクチンを早期に実用化することを目的とした事業

c. アストラゼネカの新型コロナウイルスワクチン バキスゼブリア筋注の供給

アストラゼネカと締結した本ワクチンの製造委受託契約に基づき、2021年3月より当社子会社である第一三共バイオテック株式会社において本ワクチンの製剤化（バイアル充填、包装等を含む）を行っております。

当期における主な進捗は以下のとおりです。

- ・2021年6月、日本政府を通じた、本ワクチンの東南アジア等への提供

(2) 設備投資の状況

- ・当社グループは、生産設備の増強・合理化及び研究開発の強化・効率化等を目的とした設備投資を継続的に実施しており、当期の設備投資額は562億円でした。

(3) 資金調達の状況

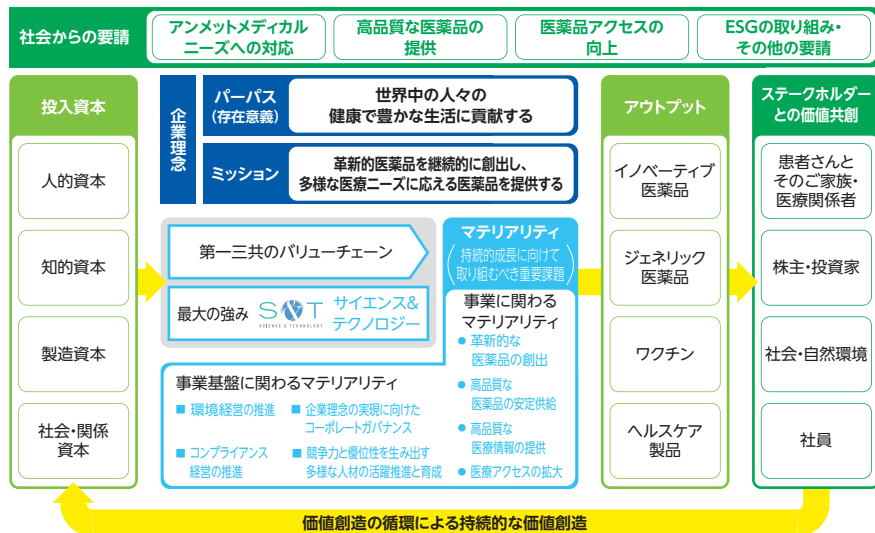
- ・該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 第一三共の価値創造プロセスとESG経営

- ・当社グループでは、ESG経営を「ESGの要素を経営戦略に反映させることで、財務的価値と非財務的価値の双方を高める、長期目線に立った経営」と定義し、実践しています。
- ・社会からの多様な要請に応えるため、社内外の様々な経営資源を価値創造プロセスに投入し、「サイエンス&テクノロジー」を競争優位の最大の源泉として、各ステークホルダーや社会への価値を提供しています。この価値創造プロセスを循環させることで、企業と社会の持続的成長を両立させることができると考えています。
- ・中長期的な企業価値へ影響を及ぼす重要度と、様々なステークホルダーを含む社会からの期待の両面から、8つの重要課題をマテリアリティとして特定し、事業に関わるマテリアリティと事業基盤に関わるマテリアリティに整理しています。

第一三共の価値創造プロセス



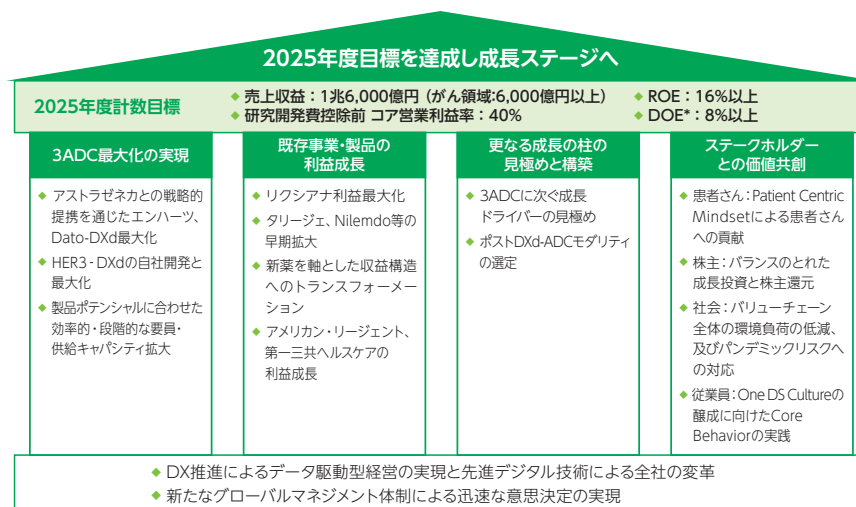
② 2030年ビジョン

- ・ESG経営のもと、新たに「サステナブルな社会の発展に貢献する先進的グローバルヘルスケアカンパニー」となることを2030年ビジョンとして掲げました。
- ・パーパス（存在意義）である「世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する」の実現に向けて、当社グループに期待される社会課題の解決（革新的医薬品の創出、SDGsへの取り組みなど）を目指し、われわれの強みである“サイエンス&テクノロジー”に基づき、イノベティブなソリューション提供に挑戦し続けます。

③ 第5期中期経営計画（2021年度 - 2025年度）

- ・ESG経営を実践しつつ、2025年度目標「がんに強みを持つ先進的グローバル創薬企業」を達成し、2030年ビジョン実現に向けた成長ステージに移行することを目指した計画として、第5期中期経営計画を策定し、4つの戦略の柱を設定しました。

第5期中期経営計画（2021年度 - 2025年度）



*DOE: 株主資本配当率 = 配当総額 ÷ 株主資本 (親会社の所有者に帰属する持分)

4つの戦略の柱

a. 3ADC最大化の実現

- ・第5期中期経営計画においては、**エンハーツ**、**Dato-DXd**、**HER3-DXd**の3ADCの最大化の実現が最重要課題となります。
- ・**エンハーツ**については、アストラゼネカとの戦略的提携を通じた市場浸透と新適応の取得を加速していきます。また、HER2を標的とする競合品に対する優位性を確立するとともに、乳がん治療におけるHER2低発現コンセプトの定着を目指します。
- ・**Dato-DXd**については、アストラゼネカとの戦略的提携を通じて、より早いタイミングでの承認取得とその後の適応追加を目指します。また、効果的な上市計画を策定・実行するとともに、TROP2を標的とする競合品に対する優位性を確立していきます。
- ・**HER3-DXd**については、自社開発による最速での上市を目指します。また、効果的な上市計画を策定・実行した上で、がん治療ターゲットとしてのHER3を確立していきます。
- ・以上の取り組みに加え、間質性肺疾患（ILD）のモニタリングとリスク分析を通じた適正使用を促進するとともに、製品ポテンシャルに合わせて効率的かつ段階的に要員と供給キャパシティを拡大していきます。
- ・当期におきましては、**エンハーツ**では、日米欧における対象市場での新規患者シェアが拡大し、製品売上が着実に伸長しました。また、HER2陽性乳がん患者を対象とした2次治療の適応取得に向けたDESTINY-Breast03試験において、無増悪生存期間の前例のない改善を示すデータを獲得し、日米欧及び中国で承認申請するとともに、化学療法既治療のHER2低発現乳がん患者を対象としたDESTINY-Breast04試験においても主要評価項目を達成する等、製品価値最大化に向けた取り組みが大きく進展しました。**Dato-DXd**及び**HER3-DXd**では、早期の市場参入が重要と考え、開発を加速しました。今後も、3ADCへの効果的な開発投資により、第5期中期経営計画後半における飛躍的成長につなげるよう、3ADCの最大化の実現に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

b. 既存事業・製品の利益成長

- ・持続的な成長に向けた投資を継続していくために、がん事業のみならず、既存事業・製品における利益成長も重要な課題です。
- ・**リクシアナ**については、収益性の高い、安定した利益を生み出す製品であることから、当該製品より得た収益を、3ADC及び3ADCに次ぐ成長ドライバーへの投資の源泉とすべく、売上収益の更なる拡大に取り組みます。
- ・**タリージェ**、**Nilemdo**等の新製品については、適応追加等を通じた、早期拡大を目指します。**リクシアナ**に加え、これら新製品の早期拡大により、がん以外の新薬事業においても持続的な成長を目指します。
- ・各地域においては、新薬を軸とした収益構造へのトランスフォーメーションを強化することで、持続的な利益成長を支える事業構造へと転換を図っていきます。
- ・アメリカン・リージェントについては、**インジェクタファー**、ジェネリック注射剤を中心とした利益成長を目指します。第一三共ヘルスケアについては、国内店舗販売や通販事業を中心とした利益成長を目指します。
- ・当期におきましては、**リクシアナ**、**インジェクタファー**、**タリージェ**、**Nilemdo**等の売上が順調に伸長しました。また、事業構造の転換のため、米国における既存品の製造及び商業化の権利並びに、中国における**クラビット**製剤の製造販売権及び第一三共製薬（北京）有限公司の出資持分の全てをグループ外に譲渡する契約を締結しました。今後も、収益性の高い製品の売上を拡大することで、持続的な利益成長を支える事業構造へと転換を図っていきます。

c. 更なる成長の柱の見極めと構築

- ・持続的成長を図るため、3ADCに次ぐ成長ドライバーを見極めるとともに、マルチモダリティ研究戦略によりポストDXd-ADCモダリティを選定することも重要な課題です。
- ・3ADCに次ぐ成長ドライバーについて、DXd-ADCファミリー、第二世代・新コンセプトADC、改変型抗体、**ENA[®]ファミリー**^{※1}等の領域から見極めていきます。
- ・様々なモダリティ技術の中から、持続的成長のためのポストDXd-ADCモダリティを選定していきます。LNP-mRNAについては、新型コロナウイルス感染症以外でのワクチンにも活用して、ワクチン事業の成長につなげていきます。
- ・当期におきましては、**DS-7300（抗B7-H3 ADC）**、**DS-6000（抗CDH6 ADC）**について、良好なデータが得られたことから「Rising Star」と位置づけ、開発を推進しています。今後も、当社独自のADC技術を用いた更なる成長の柱の見極めと構築を進めていきます。

用語解説

※1 **ENA[®]ファミリー** : 2 '-O,4' -C-Ethylene-bridged Nucleic Acidsの略。第一三共の独自技術を用いた修飾核酸

d. ステークホルダーとの価値共創

- ・長期視点でESG経営を進めていく上で、患者さん、株主、社会・環境、従業員といったステークホルダーとの価値共創も重要な課題です。
- ・3ADCによる様々ながん種への展開や、希少疾患の比重が高まる中、医薬品開発のみならずバリューチェーン全体で、患者さんを中心としたマインド（Patient Centric Mindset）による取り組みを強化し、患者さんへの貢献を果たしてまいります。
- ・持続的な企業価値の向上を図るため、バランスのとれた成長投資と株主還元を実現してまいります。
- ・脱炭素社会、サーキュラーエコノミー、自然共生社会といった、社会・環境課題に対し、研究開発から営業に至るバリューチェーン全体で、環境負荷の低減に向けた様々な取り組みにチャレンジし、社会・環境へ貢献してまいります。
- ・平時における自社生産拠点からの季節性インフルエンザワクチン等の安定供給に加え、COVID-19及び将来の新興・再興感染症ワクチンにも応用可能な技術の確立、将来のパンデミック時のワクチン供給体制の整備を通じて、社会へ貢献してまいります。
- ・グループ共通の核となる行動様式（Core Behavior）を定め、グループ全体で実践していくことで、独自の企業文化「One DS Culture」の醸成を図り、グローバル組織と人材における強みを更に強化してまいります。
- ・当社では、従来から**COMPASS活動**^{※2}を推進しておりますが、当期におきましては、国内の全社員がその活動情報を共有することで、日々の仕事の中で患者さんを意識し、患者さんの気持ちに寄り添う「Patient Centric Mindset」を一層強化しました。また、社会の一員として環境課題に対する取り組みを進める中で、事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーにすることを目指す国際的イニシアチブである**RE100**^{※3}に加盟しました。引き続き、「Patient Centric Mindset」及び「One DS Culture」の浸透をはじめ、ステークホルダーとの価値創造プロセスの強化に向けた諸施策を実践してまいります。

戦略の実行を支える基盤

- ・4つの戦略の柱の実行を支える基盤を強化するため、DX推進によるデータ駆動型経営を実現するとともに、先進デジタル技術による変革を進めていきます。加えて、新たなグローバルマネジメント体制により迅速な意思決定を実現してまいります。
- ・当期におきましては、社内外の**エンハーツ**の統合データ分析が可能な分析基盤をグローバルで運用開始しました。また、オンコロジービジネスユニットを新設し、がん領域における治療体系や市場環境の急速な変化に対し、ビジネスとサイエンスの両面から迅速に対応しています。今後も、業容の変化と拡大にあわせてデータ駆動型経営を加速するとともに、グローバル体制を強化してまいります。

株主還元方針

- ・普通配当1株当たり27円の維持に加え、利益成長に応じて増配、あるいは機動的に自己株式取得を実施することで、株主還元の更なる充実を図ってまいります。
- ・KPIとして、株主資本を基準とする**株主資本配当率**^{※4}（DOE）を採用し、安定的な株主還元を行う方針とし、2025年度のDOEは株主資本コストを上回る8%以上を目標に掲げ、株主価値の最大化を目指します。
- ・当期におきましては、1株当たり13円50銭の中間配当を実施しました。期末配当13円50銭と合計で1株当たり年間27円の配当を予定しております。また、2021年4月には、1億8千万株の自己株式を消却しました。当期のDOEは3.9%となり、引き続き2025年度のDOE8%以上を目指します。

2025年度における計数目標

・売上収益：	1兆6,000億円（がん領域：6,000億円以上）
・研究開発費控除前コア営業利益率：	40%
・ROE：	16%以上
・DOE：	8%以上

2025年度為替レート的前提： 1USD=105円、1EUR=120円

用語解説

- ※2 **COMPASS活動**：「Compassion for Patients」Strategy活動。当社スローガン「Compassion for Patients（ひとに思いやりを）」に基づき、世界中の人々の『笑顔のある生活』の実現に貢献することを目指し、患者さんや医療従事者と当社従業員が直接交流する機会を企画・提供する社内外活動
- ※3 **RE100**：国際環境NGOであるThe Climate Groupと企業に気候変動対策に関して情報開示を促しているCDPIによって運営される、企業の再生可能エネルギー100%を推進する国際的イニシアチブ
- ※4 **株主資本配当率**：DOE。配当総額÷株主資本（親会社の所有者に帰属する持分）

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 (当期) 第17期
売上収益 (百万円)	960,195	929,717	981,793	962,516	1,044,892
営業利益 (百万円)	76,282	83,705	138,800	63,795	73,025
税引前利益 (百万円)	81,021	85,831	141,164	74,124	73,516
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	60,282	93,409	129,074	75,958	66,972
基本的1株当たり 当期利益 (円)	30.44	48.07	66.40	39.17	34.94
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	5.2	7.8	10.1	5.9	5.1
1株当たり 年間配当金 (円)	70	70	70	27	27
総資産額 (百万円)	1,897,754	2,088,051	2,105,619	2,085,178	2,221,402
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	1,132,982	1,249,642	1,305,809	1,272,053	1,350,872

注1) 基本的1株当たり当期利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

2) 当社は2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割いたしました。基本的1株当たり当期利益については、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3) 1株当たり年間配当金については、第16期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

(6) 主要な事業内容

医薬品等の研究、開発、製造、販売及び輸出入

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

当社グループは、当社と子会社49社、関連会社2社の計52社で構成されます。
なお、重要な子会社は次のとおりです。

会社名	資本金	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
第一三共エスファ株式会社	450百万円	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共ヘルスケア株式会社	100百万円	100.00	ヘルスケア品の研究開発・ 製造・販売
第一三共プロファーマ株式会社	100百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共ケミカルファーマ株式会社	50百万円	100.00	医薬品の製造
第一三共バイオテック株式会社	50百万円	100.00	ワクチン、バイオ関連医薬品、 治験薬等の製造
第一三共RDノバレ株式会社	50百万円	100.00	研究開発サポート業務
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	50百万円	100.00	ビジネスサポート業務
第一三共U.S.ホールディングスInc.	3.0米ドル	100.00	持株会社
第一三共Inc.	170千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
アメリカン・リージェントInc.	200千米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
第一三共ヨーロッパGmbH	16百万ユーロ	100.00	同社グループ統括/医薬品の 研究開発・製造・販売
第一三共(中国)投資有限公司	146百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・販売
第一三共製薬(北京)有限公司	83百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売
第一三共製薬(上海)有限公司	53百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発・製造・ 販売

注) 当社は、2022年3月31日付の取締役会において、第一三共製薬(北京)有限公司の出資持分の全てを重慶薬友製薬有限責任会社に譲渡することを決議しております。譲渡は2022年8月末に完了する予定であります。

② 重要な提携等の状況

a. 技術導入

相手先	国名	技術内容
(第一三共株式会社)		
Amgen Inc.	アメリカ	抗RANKL抗体「デノスマブ」に関する技術
Amgen Inc.	アメリカ	バイオ後続品に関する技術
Cell Therapy Ltd.	イギリス	虚血性心不全の細胞治療薬「ハートセル」に関する技術
Kite Pharma, Inc.	アメリカ	悪性リンパ腫の細胞治療薬「イエスカクタ」に関する技術
MedImmune, LLC	アメリカ	鼻腔噴霧インフルエンザ弱毒生ワクチンに関する技術
Ultragenyx Pharmaceutical Inc.	アメリカ	AAVベクターを用いた遺伝子治療薬製造技術
(アメリカン・リージェントInc.)		
Vifor (International) Inc.	スイス	貧血治療剤「ヴェノファー」及び「インジェクタファー」に関する技術

b. 販売契約等 (導入)

相手先	国名	契約の内容
(第一三共株式会社)		
UCB Biopharma Sprl	ベルギー	同社のでんかん治療薬「ビムパット」の日本国内における独占販売及び共同販促
キッセイ薬品工業株式会社	日本	同社の排尿障害治療剤「ユリーフ」の日本国内における共同販売
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「テネリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の血糖降下剤「カナグル」の日本国内における共同販促
田辺三菱製薬株式会社	日本	同社の2型糖尿病治療用配合剤「カナリア」の日本国内における独占販売及び共同販促
日本イーライリリー株式会社 Eli Lilly and Company	日本 アメリカ	同社の片頭痛発作の発症抑制剤「エムガルティ」の日本国内における独占販売及び共同販促
日本イーライリリー株式会社 Eli Lilly and Company	日本 アメリカ	同社の片頭痛治療剤「レイボー」の日本国内における独占販売及び共同販促

相手先	国名	契約の内容
Esperion Therapeutics, Inc.	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ベムペド酸」の韓国、ブラジル、台湾、香港、マカオ、タイ、ベトナム、ミャンマー及びカンボジアにおける独占販売
(第一三共ヨーロッパGmbH)		
Esperion Therapeutics, Inc.	アメリカ	高コレステロール血症治療剤「ベムペド酸」の欧州における独占販売

c. 販売契約等 (導出)

相手先	国名	契約の内容
(第一三共株式会社)		
AstraZeneca UK Limited	イギリス	抗がん剤「エンハーツ」の全世界での共同開発及び販売提携
AstraZeneca UK Limited	イギリス	抗がん剤「Dato-DXd」の全世界での共同開発及び販売提携
Servier Canada inc.	カナダ	抗凝固剤「リクシアナ」のカナダにおける独占販売
(アメリカン・リージェントInc.)		
Fresenius USA Manufacturing, Inc.	アメリカ	同社の透析患者向け貧血治療剤「ヴェノファー」のアメリカ国内における独占販売
(第一三共ヨーロッパGmbH)		
Menarini International Operations Luxembourg S.A.	ルクセンブルク	高血圧症治療剤「オルメテック」の欧州における共同販売
(第一三共ノーザンヨーロッパGmbH)		
Organon Trade LLC	アメリカ	抗凝固剤「リクシアナ」の欧州における独占販売

(8) 主要な営業所、工場及び研究所 (2022年3月31日現在)

① 当 社

本 社：東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

支 店：札幌支店 (北海道)、 東北支店 (宮城県)、 東京支店 (東京都)、
千葉・埼玉支店 (千葉県)、 横浜支店 (神奈川県)、 関越支店 (東京都)、
東海支店 (愛知県)、 京都支店 (京都府)、 関西支店 (大阪府)、
中国支店 (広島県)、 四国支店 (香川県)、 九州支店 (福岡県)

研究所：品川研究開発センター (東京都)、 葛西研究開発センター (東京都)、
館林バイオ医薬センター (群馬県)、 製薬技術本部平塚拠点 (神奈川県)

② 子会社

a 国内

第一三共エスファ株式会社	東京都中央区
第一三共ヘルスケア株式会社	東京都中央区
第一三共プロファーマ株式会社	本 社 東京都中央区
	工 場 平塚工場 (神奈川県)
第一三共ケミカルファーマ株式会社	本 社 東京都中央区
	工 場 小名浜工場 (福島県)、 館林工場 (群馬県)、 小田原工場 (神奈川県)
第一三共バイオテック株式会社	埼玉県北本市
第一三共RDノバーレ株式会社	東京都江戸川区
第一三共ビジネスアソシエ株式会社	東京都中央区
第一三共ハピネス株式会社	神奈川県平塚市

b 海外

第一三共Inc.	米国 ニュージャージー州バスキング・リッジ
アメリカン・リージェントInc.	米国 ニューヨーク州シャーリー
第一三共ヨーロッパGmbH	ドイツ ミュンヘン

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減
16,458名		425名増
日 本	9,135名	156名増
北 米	2,706名	104名増
欧 州	2,279名	142名増
その他	2,338名	23名増

注) 従業員数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	40,000百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円

注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行他27行からの協調融資によるものです。

(11) 訴訟等について

① Seagen Inc. との ADC 技術に関する訴訟等

- ・2019年11月5日付プレスリリースで公表のとおり、当社は、過去に実施したSeagen Inc.とのADCの共同研究に関して、当社ADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、デラウェア州連邦地方裁判所に同社を被告として確認訴訟を提起しました。
- ・当社は、当該知的財産権が専ら当社に帰属することを判決で明らかにすることを裁判所に求めています。
- ・一方でSeagen Inc.は、当該異議に関して仲裁を申立て（2019年11月）、その手続が進行しています。

② Seagen Inc. 保有の米国特許に関する訴訟等

- ・2020年10月、Seagen Inc.は、エンハーツを含む当社ADCがSeagen Inc.の保有する米国特許を侵害するとして特許侵害訴訟をテキサス州東部地区連邦地方裁判所に提起しました。2022年4月、同裁判所で陪審審理が行われ、エンハーツが当該特許を侵害しているとの陪審評決が下されました。陪審員は、陪審審理に至るまでの期間のSeagen Inc.の損害額が約42百万米ドルであると判断し、また、当該特許の故意侵害があったと認定しました。なお、同裁判所は、まだ判決を下してはならず、今後上記陪審評決の内容や双方の更なる主張等を検討の上判決を下すこととなります。
- ・一方で、2020年12月、当社らは、Seagen Inc.の当該米国特許が無効であるとして、米国特許商標庁に当該米国特許の有効性を審査する特許付与後レビュー（PGR）の請求手続を行いました。当該PGRの審理を開始しない旨の決定がなされておりました。当該決定を受け、2021年7月、当社らは、米国特許商標庁への再審理請求を行うとともに、同年8月、バージニア州東部地区連邦地方裁判所に行政訴訟を提起しました。そして、2022年4月、米国特許商標庁は上記再審理請求を認め、PGRの開始を決定しました。
- ・当社は、今回の陪審評決に承服いたしかねますので、PGRの手続に加え、陪審評決について陪審審理後の申立てや控訴を含むあらゆる選択肢を検討しています。

2 株式に関する事項

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

① 発行可能株式総数

8,400,000,000株

② 発行済株式の総数

1,947,034,029株

（自己株式30,247,523株を含む）

注）2021年4月15日付で自己株式180,000,000株を消却しております。

③ 株主数

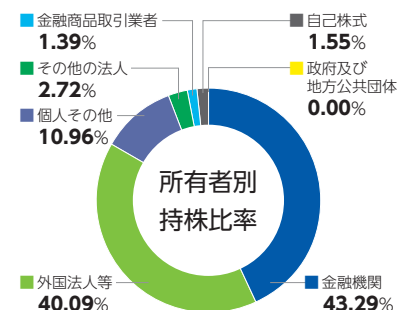
106,373名（対前期末比23,766名増）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	339,508	17.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	158,722	8.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632	134,325	7.01
日本生命保険相互会社	85,863	4.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	49,650	2.59
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	43,208	2.25
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	36,731	1.92
株式会社静岡銀行	32,922	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	30,811	1.61
JP MORGAN CHASE BANK 385781	24,722	1.29

注1）当社は、2022年3月31日時点で、自己株式を30,247,523株保有しておりますが、上記大株主の対象から除外しております。

注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。



⑤ 会社役員に対し事業年度中に報酬等として交付した株式

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 39,716株	5名

注）上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

3 コーポレートガバナンスに関する事項

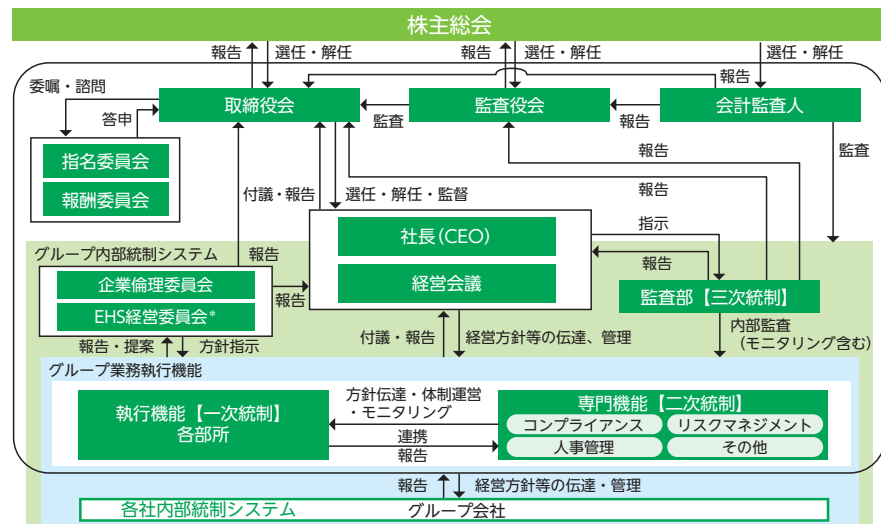
(1) コーポレートガバナンスに関する体制

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレートガバナンス体制の構築を重視しております。

① コーポレートガバナンス体制

- a. 取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役9名中4名を社外取締役とする体制としております。なお、2020年6月より社外取締役が取締役会議長に就任しております。
- b. 経営の透明性確保を目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を任意の組織として設置し、取締役及び執行役員候補者選定、CEO後継者計画及び役員報酬制度等について両委員会において審議しております。
- c. 両委員会は、社外取締役4名で構成され、社外監査役1名がオブザーバーとして参加しております。
- d. 経営の適法性及び健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む監査役5名により構成される監査役会を設置しております。
- e. 社外役員の独立性判断に関する具体的基準及び取締役・監査役の職務遂行にあたっての基本事項を定めております。
- f. グローバルマネジメント体制の下、ユニット長等をメンバーとした経営会議を適宜開催し、グループ経営の戦略・方針及び執行に関する重要事項について審議し、経営の意思決定に資する体制としております。
- g. 執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。
- h. 業務の有効性及び効率性確保、財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を目的として、執行機能を担う各組織によるセルフモニタリング（一次統制）、コーポレート組織による各組織への方針展開とモニタリング（二次統制）、監査部によるモニタリングを含む内部監査（三次統制）による内部統制システムを構築しております。

コーポレートガバナンス体制図



* EHS経営委員会：Environment、Health、Safety

② 各委員会の構成・機能

a 指名委員会

委員長：社外取締役 福井次矢氏

委員：社外取締役 宇治則孝氏、釜 和明氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 樋口建史氏

- ・取締役会の委嘱により、CEOの選解任及び再任、CEO後継者計画、取締役、グローバルマネジメント体制におけるユニット長及び執行役員候補者の選定等について必要な審議を行い、もって経営の透明性及び監督機能の向上に資することを目的に設置しています。
- ・2021年度は、4月*、5月*（2回）、9月*、10月、11月、12月、1月、2月及び3月*の計10回開催し、CEOの選解任及び再任、CEO後継者計画、取締役、グローバルマネジメント体制におけるユニット長及び執行役員候補者選定、スキルマトリックス、女性幹部の育成・登用等について審議いたしました。

b 報酬委員会

委員長：社外取締役 釜 和明氏

委員：社外取締役 宇治則孝氏、福井次矢氏、野原佐和子氏

オブザーバー：社外監査役 今津幸子氏

- ・取締役会の委嘱により、取締役及び執行役員候補者の報酬の方針、並びに個人別の報酬等について必要な審議を行い、もって経営の透明性及び監督機能の向上に資することを目的に設置しています。

・2021年度は、4月* (2回)、5月* (2回)、7月、9月*、11月、12月、1月、2月及び3月*の計11回開催し、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針、取締役及び執行役員個人の報酬、賞与の支給額及び算定基準、中計業績連動株式報酬制度導入、譲渡制限付株式の割当、役員報酬水準の検証等について審議いたしました。

* 4月、5月、9月及び3月には、通常の審議に加えて、CEOの目標設定及び評価について、指名委員会と報酬委員会を合同で開催し、議論しました。

c 企業倫理委員会

委員長: コンプライアンス・オフィサー (総務本部長)

委員: 委員長が指名した社内委員13名の他に、委員会の透明性、信頼性を確保するために社外弁護士1名を加えて14名で構成

オブザーバー: 常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏及び監査部長

- ・国内外の法令及び企業倫理を遵守し、企業の社会的責任を果たす経営を推進するために設置しております。
- ・2021年度は、7月及び2月の計2回開催し、当社グループ全体のコンプライアンス経営推進に係る年度進捗報告 (マテリアリティKPIの進捗を含む)、コンプライアンス状況報告 (通報・違反案件集計他)、2022年度のコンプライアンス目標及び主に国内のコンプライアンス推進活動計画 (コンプライアンスに係る啓発、教育、モニタリング、調査他) 等について審議いたしました。

d EHS経営委員会

委員長: EHS経営最高責任者 (総務本部長)

委員: 委員長が指名したグループ会社役員を含む15名で構成

オブザーバー: 常勤監査役 渡邊亮一氏、佐藤賢治氏

- ・当社グループの企業活動全般における環境の保全と健康・安全の確保を重要な経営課題と位置づけ、リスクを最小化し持続可能な社会に貢献することを目的として、環境(Environment)、健康(Health)、安全(Safety)を継続的に改善するマネジメントシステムの一体的な運営、推進のために設置しております。
- ・2021年度は7月及び2月の計2回開催し、気候変動対策に関する国内外の情勢に対応した気候変動関連目標 (KPI) の修正及びTCFD*改正ガイドラインへの対応、2021年度から国内外の全拠点で労災低減を目的に導入した労働安全衛生マネジメントシステム等の健康・労働安全に関するグローバル施策等について審議いたしました。

* TCFD: 気候変動関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の略

- ・取締役は、企業経営・経営戦略、財務・会計、サイエンス&テクノロジー、事業戦略・マーケティング、グローバルビジネス、人事・人材育成、法務・リスクマネジメント、サステナビリティ・ESG、DX・IT等のいずれか、あるいはそれら複数の分野における専門知識・経験・識見に優れた人材であることを要件としております。
- ・取締役には、多様な視点に基づく取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
- ・社外取締役の上場会社の役員の兼職については、原則として当社を除き3社以内であることを要件としております。
- ・当社は、ジェンダー、国際性及び人種等の面を含む取締役の多様性を確保し、多様な意見を経営に取り入れることが、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化につながる重要なことであると認識しております。今後も取締役候補者の選定においてかかる観点も踏まえ検討を続けてまいります。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・取締役は、止むを得ない事情がない限り、取締役会に出席すべきものとし、少なくとも75%以上の出席率を保持すべきとしております。
- ・監査役は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役及び業務執行者からの独立性が確保できるか等を要件としております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、指名委員会において審議し、監査役会の同意を経て、取締役会において選定しております。
- ・社外役員は、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・候補者として選定された取締役及び監査役の選任については、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEO候補者は、指名委員会において議論を重ねている後継者計画、資格要件定義等に基づき、選定しております。
- ・CEOの選任 (再任を含む) にあたっては、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定することとしております。















(3) 取締役、CEOの解任にあたっての方針と手続

- ・取締役が会社法及び取締役規程に定める資格・職務遂行要件等を満たさない場合、取締役の解任要件に該当すると判断し、当該取締役の解任について、指名委員会及び取締役会における審議を経て、株主総会に諮ることとしております。
- ・CEOの解任については、会社法及びCEO資格要件定義、職務遂行要件等に照らし合わせて判断し、選任同様、指名委員会において十分に審議し、同委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定することとしております。

(2) 取締役、監査役、CEOの選任にあたっての方針と手続

- ・取締役は、人格・識見に優れ、当社グループの企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。

(4) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
眞鍋 淳	代表取締役社長兼CEO社長執行役員		
木村 悟	代表取締役専務執行役員 日本事業ユニット長		
大槻 昌彦	取締役専務執行役員 DX推進本部長		
平島 昭司	取締役専務執行役員 経営戦略本部長		
奥澤 宏幸	取締役常務執行役員 経営企画・管理本部長 CFO		
宇治 則孝	社外取締役  	横河電機株式会社社外取締役	重要な取引関係なし
		公益社団法人企業情報化協会名誉会長	
		一般社団法人日本テレワーク協会名誉会長	
		国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授	
福井 次矢	社外取締役  	学校法人東京医科大学東京医科大学茨城医療センター病院長	重要な取引関係なし
		NPO法人卒後臨床研修評価機構理事	
		特定非営利活動法人日本医学図書館協会会長	
釜 和明	社外取締役  	株式会社IHJ特別顧問	重要な取引関係なし
		住友生命保険相互会社社外取締役	
		株式会社東京証券取引所社外監査役	
野原 佐和子	社外取締役  	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長	重要な取引関係なし
		慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授	
		東京ガス株式会社社外取締役	
		京浜急行電鉄株式会社社外取締役	
渡邊 亮一	常勤監査役		
佐藤 賢治	常勤監査役		
樋口 建史	社外監査役  	三浦工業株式会社社外取締役	重要な取引関係なし
		内閣府外局 カジノ管理委員会委員	
今津 幸子	社外監査役  	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士	重要な取引関係なし
		公益財団法人石橋財団理事	
渡辺 雅子	社外監査役  	株式会社サカタのタネ社外取締役	重要な取引関係なし

注1) 当社の役員は、取締役9名、監査役5名の計14名で構成されております（うち、女性役員3名、女性役員比率 21.4%）。

2) 上記において、社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3) 当社は、社外取締役の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏、並びに社外監査役の樋口建史氏、今津幸子氏及び渡辺雅子氏の社外役員全員を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。

4) 常勤監査役の渡邊亮一氏は、財務経理部長等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5) 社外監査役の渡辺雅子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6) 当期に辞任した会社役員又は解任された会社役員はおりません。

なお、取締役の齋寿明氏及び監査役の泉本小夜子氏は、2021年6月21日の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(5) 社外役員の状況

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係 (2022年3月31日現在)

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(4)「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

② 当期における主な活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況
宇治則孝	社外取締役 取締役会議長 指名委員会委員 報酬委員会委員	[取締役会] 17/17回 (100%) [指名委員会] 10/10回 (100%) [報酬委員会] 11/11回 (100%)	宇治則孝氏は、情報通信分野における会社経営者としての経験から、企業経営全般及びIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は当期の全ての取締役会に出席し、2020年6月より、当社において初めて社外取締役として取締役会議長に就任しています。上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行い、取締役会の議事運営を適切に実施することで、執行と監督の分離に貢献するとともに、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、当期の全ての指名委員会及び報酬委員会に出席し、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
福井次矢	社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	[取締役会] 17/17回 (100%) [指名委員会] 10/10回 (100%) [報酬委員会] 11/11回 (100%)	福井次矢氏は、医学者、医療機関経営者としての経験から、医療全般及び公衆衛生等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は当期の全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は当期の全ての指名委員会に出席し、指名委員会委員長(2020年6月就任)として社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて、当期の全ての報酬委員会に出席し、委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
釜和明	社外取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	[取締役会] 17/17回 (100%) [指名委員会] 10/10回 (100%) [報酬委員会] 11/11回 (100%)	釜和明氏は、総合重工業メーカーにおける会社経営者としての経験から、企業経営全般及び財務・会計に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は当期の全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、同氏は当期の全ての報酬委員会に出席し、報酬委員会委員長(2019年6月就任)として社外の視点から同委員会の議事運営を適切に実施し、加えて、当期の全ての指名委員会に出席し、委員として適宜有益な発言を行い、両委員会による経営の監督機能の強化に貢献しております。
野原佐和子	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	[取締役会] 17/17回 (100%) [指名委員会] 10/10回 (100%) [報酬委員会] 11/11回 (100%)	野原佐和子氏は、インターネット及びデジタルビジネスに関する会社創業者、経営者としての経験から、企業経営全般、IT・事業戦略・マーケティング等に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は当期の全ての取締役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うことで、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。また、指名委員会及び報酬委員会委員として、当期の全ての指名委員会及び報酬委員会に出席し、社外の視点から積極的な発言を行い、両委員会による経営の監督機能強化に貢献しております。
樋口建史	社外監査役 指名委員会オブザーバー	[取締役会] 17/17回 (100%) [監査役会] 15/15回 (100%) [指名委員会] 10/10回 (100%)	樋口建史氏は、警察官僚及び外交官としての経験から、行政全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。また、当期の全ての指名委員会にオブザーバーとして出席し、適宜有益な発言・助言を行っております。
今津幸子	社外監査役 報酬委員会オブザーバー	[取締役会] 17/17回 (100%) [監査役会] 15/15回 (100%) [報酬委員会] 7/7回 (100%)	今津幸子氏は、弁護士としての経験から、法律全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、当期の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。また、報酬委員会にオブザーバーとして出席し、適宜有益な発言・助言を行っております。
渡辺雅子	社外監査役	[取締役会] 10/10回 (100%) [監査役会] 10/10回 (100%)	渡辺雅子氏は、公認会計士としての経験から、財務及び会計全般に関する豊富な経験、幅広い知識を有しております。同氏は、監査役就任後の全ての取締役会及び監査役会に出席し、上記の経験、専門的見地及び客観的立場から適宜有益な発言・提言を行うとともに、取締役会における意思決定の状況等を確認し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしております。

注) 今津幸子氏の報酬委員会の出席回数は、当事業年度に開催された報酬委員会のうち、2021年6月21日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

渡辺雅子氏の取締役会及び監査役会の出席回数は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のうち、2021年6月21日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の宇治則孝氏、福井次矢氏、釜和明氏及び野原佐和子氏、並びに、社外監査役の樋口建史氏、今津幸子氏及び渡辺雅子氏との間で、それぞれ、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額です。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
 - 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、並びに海外グループ会社（米国除く）*の主要な業務執行者及び管理職従業員です。保険料は当社及び国内外のグループ会社が全額負担しております。
- * 米国のグループ会社については、当該役員等賠償責任保険契約と同様の契約を別途締結しております。

(7) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 支給額 (百万円)	役員報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	年次業績連動 賞与	(非金銭報酬) 譲渡制限付 株式報酬	(非金銭報酬) 中計業績連動 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	863	316	387	98	63	6
監査役(社外監査役を除く)	93	93	—	—	—	2
社外取締役	96	96	—	—	—	4
社外監査役	62	62	—	—	—	4

注) 取締役(社外取締役を除く)及び社外監査役の報酬等の額及び員数には、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名、社外監査役1名の分が含まれております。

① 基本報酬

- 取締役の「基本報酬」総額は、1事業年度6億3千万円以内（うち社外取締役に対する基本報酬総額を1事業年度1億4千万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬総額は1事業年度1億8千万円以内とすることを、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、承認されたものです（なお、当該定時株主総会終結時における当社の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）、監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）となります。）。

② 年次業績連動賞与

- 上記の「年次業績連動賞与」の額は、当期の「年次業績連動賞与」として支払う予定の額です。この「年次業績連動賞与」総額は、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とし、基本報酬総額とは別枠で、1事業年度8億5千万円を上限額とすることを、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、承認されたものです（なお、当該定時株主総会終結時における当社の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。）。
- 「年次業績連動賞与」の支給額は、売上収益、コア営業利益率、親会社の所有者に帰属する当期利益の期初に公表する業績予想値の達成度、また、期初に設定した各役員の日標・課題の達成度に応じて決定いたします。事業規模を表す「売上収益」、事業活動の効率性を示す「コア営業利益率」及び企業活動の最終的な成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」について当該年度の業績予想に対する達成度を評価基準とすることで、短期インセンティブ報酬として、目標達成に向けた取り組みを強く動機付けることを企図するものとしております。
- 支給額の算定式は、以下のとおりとしております。

年次業績連動賞与の算定式

$$\text{賞与支給額} = \text{役位別の基準額} \times \text{年度目標達成度 (売上収益 + コア営業利益率 + 親会社の所有者に帰属する当期利益)} \times \text{業績評価}$$

- 当事業年度における「年次業績連動賞与」に係る年度目標達成指標の目標及び実績は、次のとおりです。

年度目標達成度の内訳（2021年度）

年度目標達成指標	評価割合	評価係数 変動幅	目標	実績	評価係数	賞与支給率
売上収益	10%	0~200%	9,900億円	10,449億円	200.0%	190.0%
コア営業利益率	10%	0~200%	7.1%	8.7%	200.0%	
親会社の所有者に 帰属する当期利益	80%	0~200%	500億円	670億円	187.5%*	

* 計算上は200%となりますが、補正しております。

③ 譲渡制限付株式報酬

- 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。この譲渡制限付株式報酬総額は、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とし、上記の基本報酬総額及び年次業績連動賞与総額とは別枠で、1事業年度1億6千万円を上限額とし、また、取締役（社外取締役を除く）が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年24万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する）とすることを、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、承認されたものです（なお、当該定時株主総会終結時における当社の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります）。
- 当事業年度において非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して支給された譲渡制限付株式報酬の内容は、次のとおりです。
 - 対象取締役及び交付株式数：当社の取締役（社外取締役を除く）
5名 39,716株
 - 交付日：2021年7月20日
 - 交付方法：自己株式処分
（対象取締役に対して支給された譲渡制限付株式取得のための出資財産とする金銭報酬債権の現物出資）
 - 譲渡制限付株式の支給条件：譲渡制限付株式割当契約の締結
（主な内容は以下のとおり）

- | |
|--|
| <p>a. 譲渡制限期間
2021年7月20日から当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間</p> <p>b. 譲渡制限の解除条件
対象取締役が2021年7月20日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあること。
ただし、上記期間中に、対象取締役が、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職日までの期間に応じて合理的に調整した株数について、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。</p> <p>c. 当社による無償取得
当社は、譲渡制限期間満了時点又は譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式について、当然に無償で取得する。</p> |
|--|

④ 中計業績連動株式報酬

- 「中計業績連動株式報酬」総額は、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象とし、上記の基本報酬総額、年次業績連動賞与総額及び譲渡制限付株式報酬総額とは別枠で、1事業年度あたり8億円に中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といい、当初の対象期間は第5期中期経営計画（2021~2025年度）とします。）に応じた事業年度数を乗じた額（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として40億円）を上限額（拠出額）とし、また、1事業年度に対象取締役等に交付等がなされる当社の株式等の数の上限は50万株に対象期間に応じた事業年度数を乗じた数（なお、2021年度から開始する当初の対象期間については5事業年度を対象として250万株）として、2021年6月21日開催の第16回定時株主総会において、承認されたものです（なお、当該定時株主総会終結時における当社の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。）。
- 長期インセンティブ報酬となる中計業績連動株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の業績達成に連動した報酬として、パフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報酬制度とし、業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、2021年度に公表した当社の中期経営計画に掲げている売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを採用）とすることにより、中期経営計画の目標達成に向けた取り組みを強く動機付けることを企図するものとしております。
- 株式交付信託を利用した信託型株式報酬制度である「中計業績連動株式報酬」については信託を設定できておりませんが、制定済みの株式交付規程に基づき中計業績連動株式報酬に係るポイントを付与したことに伴い、将来の中計業績連動株式報酬の支払いのため、当事業年度に引当金額を費用計上しておりますので、当該金額を上表に記載しております。
- 当該報酬は、原則として中期経営計画の業績確定後に支給するものとなりますが、信託を設定できていない状況等を鑑みて、招集通知13頁記載の第5号議案の承認を得て、退任予定の取締役に対し、信託型株式報酬制度と同様の算定方式に基づき、信託を通じた当社株式等の交付等に代えて、当該制度に基づいて交付等がされるべきであった当社株式等の数や株価等を踏まえて合理的に算定される額の金銭を当社が給付する予定です。

(8) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、2022年5月19日開催の取締役会においてその内容を一部改訂しております。概要は、以下のとおりです。

① 報酬方針

当社の取締役の報酬等は、以下の考え方にに基づき制度設計しております。

- ・優秀な人材を確保・維持できる報酬水準を備えた報酬制度
- ・中長期に亘る持続的な成長へ向けた動機付けとなり、企業価値・株主価値の向上に資する報酬制度
- ・ステークホルダーへの説明責任を果たすことができる、透明性のある公正で合理的な報酬制度

② 報酬水準

- ・当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の上位水準を志向して設定しております。具体的には、東京証券取引所に上場する会社のうち時価総額上位100社以内の企業群を主な比較対象とし、国内大手製薬企業の水準についても参照いたします。

③ 報酬構成

<社内取締役>

- ・固定報酬である基本報酬、並びに変動報酬である短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与、長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬及び中計業績連動株式報酬の4つの報酬構成とすることにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。なお、退職慰労金制度は採用しておりません。

<社外取締役>

- ・経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはない社外取締役の報酬構成については、固定報酬である基本報酬のみとしております。インセンティブ報酬及び退職慰労金制度は採用しておりません。

④ 報酬構成割合

- ・代表取締役社長兼CEOの報酬等の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、基本報酬40%、年次業績連動賞与30%、譲渡制限付株式報酬15%、中計業績連動株式報酬15%となるように設計しております。
- ・他の社内取締役の報酬構成割合は、代表取締役社長兼CEOの報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定いたします。
- ・社外取締役の報酬等は、基本報酬のみとしております。

代表取締役社長 兼 CEO	基本報酬 (固定) 40%	年次業績連動賞与 30%	譲渡制限付 株式報酬 15%	中計業績連動 株式報酬 15%
社外取締役	基本報酬 (固定) 100%			

⑤ 基本報酬

- ・取締役の基本報酬は、在任中、毎月一定日に支給するものとし、個人別の報酬額は、報酬方針・報酬水準に沿って決定されております。

⑥ 年次業績連動賞与 (短期インセンティブ報酬)

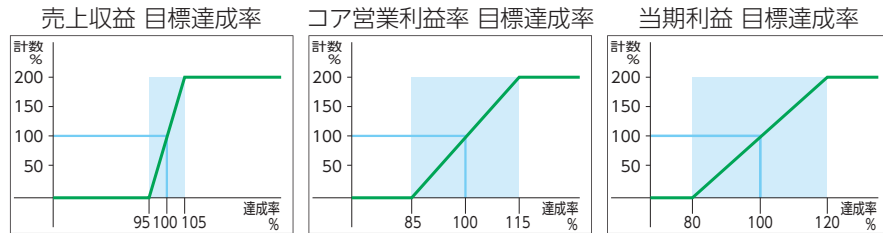
- ・短期インセンティブ報酬となる年次業績連動賞与の支給額は、当該事業年度の売上収益、コア営業利益率、親会社の所有者に帰属する当期利益の期初に公表する業績予想値の達成度、また、期初に設定した各役員・課題の達成度に応じて決定いたします。
- ・支給額の算定式、並びに、年次業績連動賞与の評価割合及び仕組みは以下のとおりといたします。

a.年次業績連動賞与の算定式

$$\text{賞与支給額} = \text{役位別の基準額} \times \text{年度目標達成度 (売上収益 + コア営業利益率 + 親会社の所有者に帰属する当期利益)} \times \text{業績評価}$$

b.年度目標達成度 (評価割合及び仕組み)

年度目標達成指標	評価割合	評価係数変動幅	目標 (以下を目安に設定)
売上収益	10%	0~200%	上限: 目標×105% 目標: 期初公表予想値 下限: 目標×95%
コア営業利益率	10%	0~200%	上限: 目標×115% 目標: 期初公表予想値 下限: 目標×85%
親会社の所有者に帰属する当期利益	80%	0~200%	上限: 目標×120% 目標: 期初公表予想値 下限: 目標×80%
合計	100%	0~200%	



c.業績評価

期初に設定した各役員・目標・課題の達成度に応じて、係数に変換して計算いたします。

- i) 会長及び社長の業績評価は、指名・報酬合同委員会に諮問の上、決定される評価を適用いたします。
- ii) その他の取締役については、業績会議において審議の上で社長により決定される評価を適用いたします。なお、取締役の評価結果は、報酬委員会へ報告いたします。

	指標	係数	評価方法
会長・社長	研究開発進捗等 全社課題 後継者育成等	50~150%	指名・報酬合同委員会に諮問のうえ、 決定
その他の取締役	部門(個人)目標	80~120%	業績評価(社長)

⑦ 譲渡制限付株式報酬(長期インセンティブ報酬)

- ・長期インセンティブ報酬となる譲渡制限付株式報酬は、取締役が当社株式を継続して保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を可能な限り、より長期に亘り実現させることを目的とし、原則として毎年、取締役の退任直後時点までの譲渡制限が付された当社株式を交付するものといたします。発行又は処分される当社の普通株式総数に関しては年24万株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。)といたします。
- ・譲渡制限付株式報酬の支給に際しては、当社の取締役会決議に基づき取締役に対して金銭報酬債権が支給され、取締役は支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の交付を受けるものといたします。
- ・当社の普通株式の交付に際しては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、取締役は当該割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該割当契約において定める一定期間中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。
- ・なお、当該割当契約においては、①譲渡制限期間中に当社の取締役を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他取締役会が正当な理由がある場合として認める場合を除き、当社は、譲渡制限付株式の全部を無償取得すること、②役務提供期間中に任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により取締役を退任又は退職した場合には、当社は、譲渡制限を解除する株式数や解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限が解除されることが確定した譲渡制限付株式を無償取得することなどを定めるものといたします。
- ・交付される譲渡制限付株式報酬の数は、役位ごとの譲渡制限付株式報酬の額を、取締役会における割当決議前日の当社の普通株式の市場株価終値で除した株数といたします。

⑧ 中計業績連動株式報酬（長期インセンティブ報酬）

- ・長期インセンティブ報酬となる中計業績連動株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画の業績達成に連動した報酬として、社内取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対してパフォーマンス・シェア（業績連動株式報酬）の性質を持つ信託型株式報酬制度といたします。
- ・中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といい、当初の対象期間は第5期中期経営計画（2021～2025年度）とします。）を対象とした信託期間を設定します。
- ・対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位に基づいて付与されるポイントの対象期間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、2021年度に公表した当社の中期経営計画に掲げている売上収益、研究開発費控除前コア営業利益率、ROE、研究開発進捗、ESG指標、相対TSRを採用する予定です。）の目標値に対する達成度等に応じて、0～200%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社の普通株式1株を交付いたします。なお、信託期間中に当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他ポイント数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該ポイント数を必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。対象期間中に対象取締役等に対して交付等を行う当社の普通株式等の総数は、1事業年度あたりの上限数である50万株に対象期間の事業年度数を乗じた数（当初対象期間については、5事業年度を対象とするため250万株）を上限といたします。なお、対象取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として退任後で、交付される株式の50%は、源泉所得税等の納税資金に充当することを目的として、金銭に換価して支給されます。株式及び金銭の給付は三菱UFJ信託銀行株式会社の役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を通じて行います。
- ・正当な理由により本信託の設定、信託契約の変更、若しくは信託への追加拠出ができない場合、又は対象取締役等が国内非居住者であることその他の正当な理由により本信託を通じて対象取締役等に対する当社株式等の交付等を行うことができない場合、当社は、当社が拠出する金員の上限の範囲内で、対象取締役等に対し、本制度に基づいて交付等がされるべきであった当社株式等の数や株価等を踏まえて合理的に算定される額の金銭を給付することができるものとします*。

* 招集通知13頁記載の第5号議案の承認を得ることを条件とします。

目標達成指標	評価割合	評価係数変動幅	目標（以下を目安に設定）
売上収益	20%	0～200%	上限：目標×110% 目標：中計公表予想値 下限：目標×90%
研究開発費控除前 コア営業利益率	20%	0～200%	上限：目標×120% 目標：中計公表予想値 下限：目標×80%

ROE	20%	0～200%	上限：目標×140% 目標：中計公表予想値 下限：目標×60%
研究開発進捗	15%	0～200%	研究開発業績（3ADCの新規適応上市数、初期・後期のパイプライン価値）
ESG指標	10%	0～200%	Dow Jones Sustainability Indices、FTSE Russell、Access to Medicineに基づく評価
相対TSR	15%	0～200%	上限：配当込み TOPIX との比較結果×150% 目標：配当込み TOPIX との比較結果×100% 下限：配当込み TOPIX との比較結果×50%
合計	100%	0～200%	

⑨ クローバック条項

- ・会計上の重大な誤り、又は不正が明らかになった場合、あるいは巨額な損失を計上した場合、報酬委員会への諮問を経て、取締役会の決議により、年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬について、受け取った報酬の一部又は全額の返還を請求できるクローバック条項を設けるものとします。
- ・本条項は、2021年度の年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬より適用対象となり、以後、全ての期間において適用されるものとします。

⑩ 報酬ガバナンス・決定手続き

- ・取締役及び執行役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会は、社外取締役のみで構成され、オブザーバーとして社外監査役1名が参加し、委員長は委員の互選により選任されます。
- ・報酬委員会は、報酬制度、報酬構成、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、年次業績連動賞与及び中計業績連動株式報酬の目標設定・結果確認及び譲渡制限付株式の割当等について、十分に審議いたします。
- ・当社の取締役の個人別の報酬の額等は、まず報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、報酬の種類ごとに株主総会で決議された報酬総額内で取締役会決議により決定されております。

当社取締役会は、当社の報酬ガバナンスが、上記方針に記載のとおり、報酬委員会において、報酬制度、報酬構成、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与の目標設定・結果確認及び譲渡制限付株式の割当等について、十分に審議され、また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容についても、まず報酬委員会において審議された後、取締役会により決定されているものであるため、その内容は上記取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(9) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社における監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は、以下のとおりです。

- ・ 監査役の報酬等は、経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないという役割に鑑みて、固定報酬である基本報酬のみとしております。
- ・ 基本報酬の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の上位水準を志向して設定しております。具体的には、東京証券取引所に上場する会社のうち時価総額上位100位以内の企業群を主な比較対象とし、国内大手製薬企業の水準についても参照いたします。
- ・ 監査役の個人別の報酬の額等は、株主総会で決議された報酬総額内で、監査役会において協議し、監査役全員同意のうえ、決定しております。

(10) 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

- ・ 当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策をあらかじめ定めておりません。
- ・ しかし、一般に高値売抜け等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

以 上

ご参考 2021年度 取締役会評価

当社は、毎年度、取締役会評価を実施し、取締役会及び取締役自らの現状評価と課題認識のために活用するとともに、継続的に取締役会の機能・実効性の向上に努めております。2021年度は、当社として初めて第三者機関による取締役会評価を実施しました。

<取締役会評価 実施方法>

取締役会全体の実効性に関わる評価内容・項目について、全ての取締役・監査役を対象にアンケート及び第三者機関によるインタビューを実施し、それらの分析・評価結果について第三者機関から報告を受けております。取締役会において、第三者機関による分析・評価内容、前年度からの改善状況、取締役会の機能・実効性向上につながる課題・改善点、改善施策について議論しました。

<2021年度 取締役会評価 結果>

本評価において、第三者評価機関より、当社取締役会は、取締役会の役割、責務、運営及び構成の面、並びに取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会が適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保され、高いレベルで機能しているとの評価結果が報告されています。また、2020年度の評価において特定された改善課題について、2021年度の取り組みにより改善が進んでいることを確認しております。

<2022年度 重点施策>

本評価を踏まえ、2022年度取締役会において以下の重点施策に取り組み、当社取締役会の機能・実効性の確保・向上に努めてまいります。

- (1) 取締役会における重点テーマの議論の充実
 - ・ 長期戦略 (DX、ESG含む)、グローバル化等
- (2) 取締役会の監督機能の運営面での強化
 - ・ 従前に引き続き、取締役会以外の場も含む、議論の機会を設定
- (3) 取締役会構成の最適化に向けた検討
 - ・ 取締役会メンバー構成、選任プロセス等

なお、当社は今後も毎年度、取締役会評価を実施し、第三者機関による評価についても定期的に実施する予定です。

2021年度 取締役会評価の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

当社ホームページ 株主総会情報

<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/meetings/>



連結財政状態計算書（2022年3月31日現在）

科目	(ご参考) 第16期	第17期
● 資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	380,547	662,477
営業債権及びその他の債権	232,036	266,675
その他の金融資産	444,368	181,368
棚卸資産	200,860	217,910
その他の流動資産	10,607	16,838
流動資産合計	1,268,420	1,345,271
非流動資産		
有形固定資産	265,281	304,070
のれん	77,706	83,555
無形資産	172,822	163,884
持分法で会計処理されている投資	1,440	1,425
その他の金融資産	139,991	131,509
繰延税金資産	128,525	138,173
その他の非流動資産	30,990	53,513
非流動資産合計	816,757	876,131
資産合計	2,085,178	2,221,402

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第16期	第17期
● 負債及び資本		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	297,499	324,784
社債及び借入金	20,391	20,394
その他の金融負債	9,359	10,766
未払法人所得税	6,096	6,910
引当金	6,051	6,795
その他の流動負債	14,173	25,616
流動負債合計	353,571	395,268
非流動負債		
社債及び借入金	163,441	143,067
その他の金融負債	36,983	42,615
退職給付に係る負債	3,929	2,624
引当金	8,741	18,290
繰延税金負債	17,516	12,444
その他の非流動負債	228,941	256,219
非流動負債合計	459,553	475,262
負債合計	813,125	870,530
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	94,494	—
自己株式	△261,252	△37,482
その他の資本の構成要素	111,479	168,147
利益剰余金	1,277,332	1,170,208
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,272,053	1,350,872
資本合計	1,272,053	1,350,872
負債及び資本合計	2,085,178	2,221,402

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

科目	(ご参考) 第16期	第17期
売上収益	962,516	1,044,892
売上原価	338,289	353,328
売上総利益	624,227	691,563
販売費及び一般管理費	333,079	358,309
研究開発費	227,353	260,228
営業利益	63,795	73,025
金融収益	12,916	6,114
金融費用	2,755	5,753
持分法による投資損益	168	129
税引前利益	74,124	73,516
法人所得税費用	△1,705	6,543
当期利益	75,830	66,972
当期利益の帰属		
親会社の所有者	75,958	66,972
非支配持分	△127	—

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

ご参考

連結包括利益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

科目	(ご参考) 第16期	第17期
当期利益	75,830	66,972
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	12,499	△4,590
確定給付制度に係る再測定額	7,847	5,831
その後純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	18,805	62,078
税引後その他の包括利益	39,151	63,319
当期包括利益	114,982	130,292
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	115,110	130,292
非支配持分	△127	—
当期包括利益	114,982	130,292

注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表（2022年3月31日現在）

科目	(ご参考) 第16期	第17期
●資産の部	(1,589,239)	(1,638,011)
I 流動資産	887,558	885,232
現金及び預金	370,915	482,479
受取手形	223	203
売掛金	173,209	193,617
有価証券	189,983	39,998
商品及び製品	76,318	66,441
原材料	41,020	47,276
前払費用	2,830	2,877
短期貸付金	2,025	4,545
未収入金	25,617	26,372
その他	7,589	23,823
貸倒引当金	△2,175	△2,405
II 固定資産	701,680	752,778
有形固定資産	81,326	80,914
建物及び構築物	57,287	55,762
機械装置	717	618
車両及び工具器具備品	7,643	7,822
土地	14,816	14,206
建設仮勘定	862	2,504
無形固定資産	20,599	21,613
特許権	343	280
ソフトウェア	2,238	1,539
その他	18,018	19,793
投資その他の資産	599,753	650,251
投資有価証券	61,788	53,383
関係会社株式	269,777	281,993
関係会社出資金	106,040	106,040
長期貸付金	15,863	47,518
前払年金費用	25,536	27,454
繰延税金資産	89,388	88,953
その他	31,489	45,037
貸倒引当金	△131	△130
合計	1,589,239	1,638,011

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第16期	第17期
●負債の部	(641,473)	(707,744)
I 流動負債	292,625	334,668
買掛金	38,125	32,850
短期借入金	36,059	39,481
未払金	81,803	82,429
未払費用	40,490	64,019
未払法人税等	1,016	1,717
未払消費税等	2,975	4,724
預り金	65,718	70,009
契約負債	18,225	24,340
偶発損失引当金	—	1,219
環境対策引当金	1,015	—
その他	7,194	13,875
II 固定負債	348,848	373,076
社債	120,000	120,000
長期借入金	41,000	21,000
長期未払金	325	305
契約負債	175,101	206,319
環境対策引当金	6,558	16,032
その他	5,863	9,420
●純資産の部	(947,766)	(930,266)
I 株主資本	919,688	907,703
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	655,620	432,337
資本準備金	179,858	179,858
その他資本剰余金	475,762	252,478
利益剰余金	475,320	462,849
その他利益剰余金	475,320	462,849
固定資産圧縮積立金	5,267	4,969
繰越利益剰余金	470,052	457,880
自己株式	△261,252	△37,482
II 評価・換算差額等	27,039	21,740
その他有価証券評価差額金	27,039	21,217
繰延ヘッジ損益	—	523
III 新株予約権	1,038	822
合計	1,589,239	1,638,011

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位 百万円)

科目	(ご参考) 第16期	第17期
売上高	701,000	754,007
売上原価	268,034	266,117
売上総利益	432,965	487,890
販売費及び一般管理費	393,312	477,733
営業利益	39,652	10,157
営業外収益	49,047	41,179
受取利息	191	213
有価証券利息	32	23
受取配当金	42,772	32,362
受取賃貸料	3,965	3,821
為替差益	1,565	4,278
その他	518	481
営業外費用	4,156	3,648
支払利息	602	426
社債利息	1,127	1,076
賃貸収入原価	1,940	1,666
休止固定資産減価償却費	32	10
その他	453	468
経常利益	84,543	47,688
特別利益	1,887	4,961
固定資産売却益	2	3,703
投資有価証券売却益	1,409	933
その他	475	325
特別損失	15,947	11,483
固定資産処分損	602	554
偶発損失引当金繰入額	—	1,219
環境対策引当金繰入額	—	9,474
損失補償金	15,000	—
その他	345	235
税引前当期純利益	70,484	41,167
法人税、住民税及び事業税	△1,351	△867
法人税等調整額	△9,166	2,761
当期純利益	81,002	39,273

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

第一三共株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉加奈子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊 道明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江森 祐浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一三共株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、第一三共株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表3. 連結財政状態計算書に関する注記(3) 偶発負債②訴訟(i) Seagen Inc. (旧Seattle Genetics, Inc.) とのADC技術に関する訴訟等に記載されているとおり、会社は過去に実施したSeagen Inc. とのADCの共同研究に関して、会社のADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、同社を被告として確認訴訟を提起した。一方でSeagen Inc. は、当該異議に関して仲裁を申立て、その後、仲裁の手続きが進行している。本件に関して会社はSeagen Inc. に対する義務があるとは認識していないが、当該仲裁の結果等によっては、会社に支払いが生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国

際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

第一三共株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小倉加奈子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山邊 道明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 江森 祐浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一三共株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表3. 貸借対照表に関する注記(2) 偶発債務②訴訟(i) Seagen Inc. (旧Seattle Genetics, Inc.)とのADC技術に関する訴訟等に記載されているとおり、会社は過去に実施したSeagen Inc.とのADCの共同研究に関して、会社のADCに関する特定の知的財産権の帰属について同社から異議の通知を受けたことから、同社を被告として確認訴訟を提起した。一方でSeagen Inc.は、当該異議に関して仲裁を申立て、その後、仲裁の手続きが進行している。本件に関して会社はSeagen Inc.に対する義務があるとは認識していないが、当該仲裁の結果等によっては、会社に支払いが生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計家を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して行った監査について、各監査役が作成した監査報告書を踏まえて審議した結果を、以下のとおりとりまとめたので報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「監査役監査基準」及び「第17期（2022年3月期）監査役監査方針及び監査計画」等を定め、これに基づき各監査役が行った監査の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた(1)の「監査役監査基準」等に従い、取締役、監査部その他部門の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けると共に、監査役会において、国内子会社監査役より監査結果の報告を受けました。また、常勤監査役が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会及び経営会議などに出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求め、内部統制体制の構築・運用状況を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、その状況を監視し、検証しました。
 - ③ 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しました。

以上の方法に基づき行った監査を踏まえ、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

第一三共株式会社 監査役会

常勤監査役	渡邊 亮一	㊟
常勤監査役	佐藤 賢治	㊟
社外監査役	樋口 建史	㊟
社外監査役	今津 幸子	㊟
社外監査役	渡辺 雅子	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



- 感染拡大防止を第一として会場運営を行います。
- ご来場の際しましては、株主総会開催日時点での感染症の状況を踏まえ、**株主様・ご家族様の安全を第一**にお考えいただき、**適切にご判断賜りますよう**、お願い申し上げます。
- 来場記念のお土産のご用意は**ございません**。
- 株主様以外のご入場はお断りしております。ただし、介添者の入場が必要な場合には事前にご相談ください。(03-6225-1125)

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日
 定時株主総会 毎年6月
 単元株式数 100株
 基準日 定時株主総会 3月31日
 期末配当金 3月31日^{*1} 中間配当金 9月30日^{*2}
 公告の方法 電子公告により行います。
<https://www.daiichisankyo.co.jp/investors/shareholders/notification/>
 (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

※1 期末配当金は、株主総会決議に基づきお支払いいたします。
 ※2 中間配当金は、取締役会決議に基づき、12月上旬にお支払いいたします。

サステナビリティ



世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献する。そのパーパス(存在意義)を果たすため、持続可能な環境、社会、経営を実現する具体的な取り組みを進めています。

第一三共グループでは、第5期中期経営計画(2021年度 - 2025年度)において、研究開発から営業、そしてバリューチェーン全体で、環境負荷の低減に向けた様々な取り組みにチャレンジし、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。

詳しくは

当社ホームページで、第一三共の価値創造プロセスや持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み、環境経営の推進等についてご紹介しています。

第一三共ホームページ サステナビリティ
<https://www.daiichisankyo.co.jp/sustainability/>



株式事務のご案内

株主名簿管理人・特別口座管理機関 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

郵便物送付先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (通話料無料) (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

- 住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等へお問合せください。
- 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、証券会社ではなく上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。
- 支払い期間経過後の配当金に関するお問合せは、上記の三菱UFJ信託銀行にお問合せください。

第一三共株式会社

Daiichi-Sankyo

お問合せ先

コーポレートコミュニケーション部 TEL 03-6225-1125 <https://www.daiichisankyo.co.jp>
 〒103-8426 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。